

# **土木工事施工管理基準及び規格値**

**令和7年4月**

**大阪府都市整備部**



# 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書第1編1-1-25施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

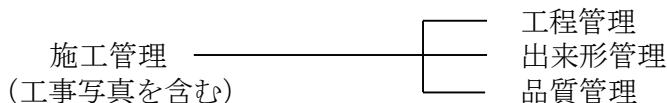
## 1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

## 2. 適用

この管理基準は、大阪府都市整備部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

## 3. 構成



## 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならぬ。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

## 5. 管理項目及び方法

### (1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

### (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「○○につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

### (3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

## 6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

## 7. その他

### (1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

### (2) 情報化施工

10,000m<sup>3</sup>以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「T S を用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「T S を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T S を用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

### (3) 3次元データによる出来形管理

I C T 施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測 技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。

### (4) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

# **出来形管理基準及び規格値**



# 1 出来形管理基準及び規格値(案) 目次

編、章、節	条	技番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1編 共通編						
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			I - 1
		2	掘削工(面管理の場合)			I - 2
		3	掘削工(水中部)(面管理の場合)			I - 3
	1-2-3-3	1	盛土工			I - 3
		2	盛土工(面管理の場合)			I - 4
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土(テールアルメ) 壁工法		I - 5
			盛土補強工	多数アンカー式補強土工法		I - 5
			盛土補強工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I - 5
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		I - 5
	1-2-3-6		堤防天端工			I - 5
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			I - 6
		2	掘削工(面管理の場合)			I - 7
	1-2-4-3	1	路体盛土工			I - 8
		2	路体盛土工(面管理の場合)			I - 9
	1-2-4-4	1	路床盛土工			I - 8
		2	路床盛土工(面管理の場合)			I - 9
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		I - 10
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工		1-3-7-4	組立て			I - 10
第3編 土木工事共通編						
第2章 一般施工						
第3節 共通的工種	3-2-3-4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		I - 11
			矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	軽量鋼矢板		I - 11
			矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	コンクリート矢板		I - 11
			矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	広幅鋼矢板		I - 11
			矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	可とう鋼矢板		I - 11
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		I - 11
	3-2-3-6		小型標識工			I - 11
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		I - 12
			防止柵工	転落(横断)防止柵		I - 12
			防止柵工	車止めホスト		I - 12
第4節 施工機械	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		I - 12
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		I - 13
	3-2-3-9		区画線工			I - 13
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		I - 13
			道路付属物工	距離標		I - 13
	3-2-3-11		コンクリート塗装工			I - 14
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		I - 14
		2	プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ桁		I - 14
	3-2-3-13	1	ホストテンション工			I - 15
		2	プレキャストセグメント工	(購入工)		I - 15
	3-2-3-14		プレキャストセグメント工			I - 15
	3-2-3-15		PCホースアフ製作工			I - 16
第5節 施工方法	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			I - 17
		2	PC押出し箱桁製作工			I - 18
	3-2-3-17		根固めワック工			I - 19
	3-2-3-18		沈床工			I - 19
	3-2-3-19		捨石工			I - 20
	3-2-3-22		階段工			I - 20
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		I - 20
		2	伸縮装置工	鋼製ワイヤージョイント		I - 21
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		I - 21
第6節 施工品質	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		I - 21
		2	多自然型護岸工	かごマット		I - 22
	3-2-3-27	1	羽口工	じやかご		I - 22
		2	羽口工	ふとんかご、かご粹		I - 22
	3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		I - 23
			プレキャストカルバート工	プレキャストハイ工		I - 23
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		I - 23
		2	側溝工	L型側溝工		I - 23
		3	側溝工	自由勾配側溝		I - 23
	3-2-3-30		側溝工	管渠		I - 23
			側溝工	場所打水路工		I - 24
		3	側溝工	暗渠工		I - 24
第7編 施工機械	3-2-3-31		集水阱工			I - 25
	3-2-3-31		現場塗装工			I - 25

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		I — 25
			一般事項	碎石基礎工		I — 25
			一般事項	割ぐり石基礎工		I — 25
			一般事項	均しコンクリート		I — 25
	3-2-4-3	1	基礎工(護岸)	現場打		I — 26
		2	基礎工(護岸)	プレキャスト		I — 26
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		I — 26
		2	既製杭工	鋼管杭		I — 26
		3	既製杭工	日鋼杭		I — 26
		2	既製杭工	鋼管ツイスト杭		I — 27
	3-2-4-5		場所打杭工			I — 27
	3-2-4-6		深礁工			I — 27
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			I — 28
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			I — 28
	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			I — 28
第5節 石・ブロック積(張)工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I — 29
			コンクリートブロック工	コンクリートブロック張り		I — 29
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		I — 29
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		I — 30
	3-2-5-4		緑化ブロック工			I — 30
	3-2-5-5		石積(張)工			I — 30
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		I — 31
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		I — 32
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		I — 33
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		I — 34
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		I — 35
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		I — 36
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I — 37
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		I — 38
		9	アスファルト舗装工	基層工		I — 39
		10	アスファルト舗装工	基層工(面管理の場合)		I — 40
		11	アスファルト舗装工	表層工		I — 41
		12	アスファルト舗装工	表層工(面管理の場合)		I — 42
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		I — 43
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		I — 44
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		I — 45
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		I — 46
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		I — 47
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		I — 48
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I — 49
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		I — 50
		9	半たわみ性舗装工	基層工		I — 51
		10	半たわみ性舗装工	基層工(面管理の場合)		I — 52
		11	半たわみ性舗装工	表層工		I — 53
		12	半たわみ性舗装工	表層工(面管理の場合)		I — 54
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		I — 55
		2	排水性舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		I — 56
		3	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		I — 57
		4	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		I — 58
		5	排水性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		I — 59
		6	排水性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		I — 60
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I — 61
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		I — 62
		9	排水性舗装工	基層工		I — 63
		10	排水性舗装工	基層工(面管理の場合)		I — 64
		11	排水性舗装工	表層工		I — 65
		12	排水性舗装工	表層工(面管理の場合)		I — 66
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		I — 67

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
		2	透水性舗装工	路盤工(面管理の場合)	I — 68	
		3	透水性舗装工	表層工	I — 69	
		4	透水性舗装工	表層工(面管理の場合)	I — 70	
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工	I — 71	
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)	I — 72	
		3	グースアスファルト舗装工	基層工	I — 73	
		4	グースアスファルト舗装工	基層工(面管理の場合)	I — 74	
		5	グースアスファルト舗装工	表層工	I — 75	
		6	グースアスファルト舗装工	表層工(面管理の場合)	I — 76	
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工	I — 77	
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工(面管理の場合)	I — 78	
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工	I — 79	
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工(面管理の場合)	I — 80	
		5	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工	I — 81	
		6	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工(面管理の場合)	I — 82	
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層	I — 83	
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層(面管理の場合)	I — 84	
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工	I — 85	
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工(面管理の場合)	I — 86	
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(下層路盤工)	I — 87	
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(下層路盤工)(面管理の場合)	I — 88	
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)	I — 89	
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)	I — 90	
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	I — 91	
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)(面管理の場合)	I — 92	
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)	I — 93	
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)(面管理の場合)	I — 94	
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工	I — 95	
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(面管理の場合)	I — 96	
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工	I — 97	
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)	I — 97	
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)	I — 98	
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工	I — 99	
		5	薄層カラー舗装工	基層工	I — 99	
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工	I — 100	
		2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)	I — 100	
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)	I — 101	
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工	I — 101	
		5	ブロック舗装工	基層工	I — 102	
	3-2-6-15	1	路面切削工		I — 103	
		2	路面切削工	(面管理の場合)	I — 103	
	3-2-6-16		舗装打換え工		I — 104	
		3-2-6-17	オーバーレイ工		I — 104	
			オーバーレイ工	(面管理の場合)	I — 105	
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工		I — 106	
	3-2-7-3		置換工		I — 106	
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上	I — 107	
		2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)	I — 107	
	3-2-7-5		バイルネット工		I — 107	
	3-2-7-6		サンドマット工		I — 108	
	3-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工	I — 108	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
			バーチカルドレーン工	ヘーハードドレーン工	I — 108	
			バーチカルドレーン工	袋詰式サンドドレーン工	I — 108	
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションバイル工	I — 108	
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工	I — 109	
	3-2-7-9		固結工	高圧噴射攪拌工	I — 109	
	3-2-7-9		固結工	スラリー攪拌工	I — 109	
	3-2-7-9		固結工	生石灰バイル工	I — 109	
			固結工	スラリー攪拌工 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）による管理の場合」		I — 110
		2	固結工	中層混合処理	I — 110	
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮縫切工	H鋼杭	I — 111	
	3-2-10-5		土留・仮縫切工	鋼矢板	I — 111	
	3-2-10-5	2	土留・仮縫切工	アンカーア	I — 111	
	3-2-10-5	3	土留・仮縫切工	連節ブロック張り工	I — 111	
	3-2-10-5	4	土留・仮縫切工	縫切盛土	I — 112	
	3-2-10-5	5	土留・仮縫切工	中詰盛土	I — 112	
	3-2-10-9		地中連續壁工（壁式）		I — 112	
	3-2-10-10		地中連續壁工（柱列式）		I — 113	
	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I — 130
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I — 8
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費（金属支承工）	I — 114	
	3-2-12-1	2	一般事項	鋳造費（大型ゴム支承工）	I — 115	
	3-2-12-1	3	一般事項	仮設材製作工	I — 116	
	3-2-12-1	4	一般事項	刃口金物製作工	I — 116	
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合	I — 117	
	3-2-12-3		桁製作工	シミュレーション仮組検査を実施する場合	I — 118	
	3-2-12-3	2	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合	I — 119	
	3-2-12-3	3	桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮組立時）	I — 120	
	3-2-12-4		検査路製作工		I — 122	
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工		I — 122	
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工		I — 122	
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工		I — 123	
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工		I — 123	
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工		I — 124	
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工		I — 125	
	3-2-12-11		工場塗装工		I — 125	
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設	I — 126	
	3-2-13		架設工（鋼橋）	ケーブルクレーン架設	I — 126	
	3-2-13		架設工（鋼橋）	ケーブルエレクション架設	I — 126	
	3-2-13		架設工（鋼橋）	架設桁架設	I — 126	
	3-2-13		架設工（鋼橋）	送出し架設	I — 126	
	3-2-13		架設工（鋼橋）	トフベラークレーン架設	I — 126	
	3-2-13		架設工（コンクリート橋）	クレーン架設	I — 127	
	3-2-13		架設工（コンクリート橋）	架設桁架設	I — 127	
	3-2-13		架設工支保工	固定	I — 127	
	3-2-13		架設工支保工	移動	I — 127	
	3-2-13		架設桁架設	片持架設	I — 127	
	3-2-13		架設桁架設	押出し架設	I — 127	
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工	I — 128	
	3-2-14-2		植生工	張芝工	I — 128	
	3-2-14-2		植生工	筋芝工	I — 128	
	3-2-14-2		植生工	市松芝工	I — 128	
	3-2-14-2		植生工	植生シート工	I — 128	
	3-2-14-2		植生工	植生マット工	I — 128	
	3-2-14-2		植生工	植生筋工	I — 128	
	3-2-14-2		植生工	人工張芝工	I — 128	
	3-2-14-2		植生工	植生穴工	I — 128	
	3-2-14-2	2	植生工	植生基材吹付工	I — 129	
	3-2-14-2		植生工	客土吹付工	I — 129	
	3-2-14-3		吹付工（仮設を含む）	コンクリート	I — 130	
	3-2-14-3		吹付工（仮設を含む）	モルタル	I — 130	
	3-2-14-4	1	法粹工	現場打法粹工	I — 131	
	3-2-14-4		法粹工	現場吹付法粹工	I — 131	
	3-2-14-4	2	法粹工	プレキヤスト法粹工	I — 131	
	3-2-14-6		アンカーア		I — 132	
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工	I — 132	
	3-2-15-2		プレキヤスト擁壁工		I — 133	
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	I — 133	
	3-2-15-3		補強土壁工	多数アンカーア式補強土工法	I — 133	

編、章、節	条	技番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
			補強土壁工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I — 133
	3-2-15-4		井桁ブロック工			I — 134
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I — 135
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		I — 135
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船（面管理の場合）		I — 136
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			I — 137
第6編 河川編						
第1章 築堤・護岸						
第3節 計量盛土工	6-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I — 8
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I — 107
	6-1-4-3		バイルネット工		3-2-7-5バイルネット工	I — 107
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレン工	I — 108
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I — 108
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I — 109
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I — 26
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I — 11
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I — 26
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I — 11
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I — 29
	6-1-7-4		護岸付属物工			I — 137
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I — 30
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I — 29
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I — 30
	6-1-7-8		法棒工		3-2-14-4法棒工	I — 131
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I — 21
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	I — 21
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I — 22
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	I — 130
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	I — 128
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I — 5
	6-1-7-13		羽口工	じやかご	3-2-3-27羽口工	I — 22
			羽口工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I — 22
			羽口工	かご粹	3-2-3-27羽口工	I — 22
			羽口工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	I — 29
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I — 132
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I — 133
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I — 19
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I — 19
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I — 20
	6-1-9-7		かご工	じやかご	3-2-3-27羽口工	I — 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I — 22
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	I — 19
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I — 20
	6-1-10-5		かご工	じやかご	3-2-3-27羽口工	I — 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I — 22
	6-1-10-8		杭出し水制工			I — 138
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I — 12
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I — 31
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I — 77
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I — 97
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I — 100
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	I — 23
	6-1-11-10		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I — 25
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	I — 11
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	I — 13
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I — 13
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	I — 11
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			I — 138
	6-1-13-4		ハンドホール工			I — 139
第2章 浚渫（川）						
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	I — 135
第3節 浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I — 135
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I — 135
		2	浚渫船運転工（面管理の場合）		3-2-16-3浚渫船運転工	I — 136
第3章 種門・種管						
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I — 8
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	I — 109

編、章、節	条	技番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 橋門・橋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I — 26
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I — 27
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I — 11
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		I — 139
		2	函渠工	ヒューム管		I — 140
			函渠工	PC管		I — 140
			函渠工	コルゲートパイプ		I — 140
			函渠工	ダクタイル鉄管		I — 140
			函渠工	PC函渠	3-2-3-28プレキャストカーブポート工	I — 23
	6-3-5-7		翼壁工			I — 140
	6-3-5-8		水叩工			I — 140
	第6節 護床工	6-3-6-3	根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I — 19
		6-3-6-5	沈床工		3-2-3-18沈床工	I — 19
		6-3-6-6	捨石工		3-2-3-19捨石工	I — 20
		6-3-6-7	かご工	じやかご	3-2-3-27羽口工	I — 22
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I — 22
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I — 23
	6-3-7-4		集水溝工		3-2-3-30集水溝工	I — 25
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I — 24
	6-3-7-6		橋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカーブポート工	I — 23
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I — 12
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	I — 20
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I — 117
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I — 122
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I — 122
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I — 125
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I — 123
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I — 116
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I — 125
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路床盛土工	I — 8
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I — 26
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I — 27
	6-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	I — 11
	6-4-6-7		床版工			I — 140
	6-4-6-8		堰柱工			I — 140
	6-4-6-9		門柱工			I — 140
	6-4-6-10		ゲート操作台工			I — 140
	6-4-6-11		胸壁工			I — 140
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	I — 140
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	I — 140
	第7節 護床工	6-4-7-3	根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I — 19
		6-4-7-5	沈床工		3-2-3-18沈床工	I — 19
		6-4-7-6	捨石工		3-2-3-19捨石工	I — 20
		6-4-7-7	かご工	じやかご	3-2-3-27羽口工	I — 22
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I — 22
	6-4-8-8		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I — 12
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	I — 20
	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 127
	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 126
	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 126
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 126
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 126
	6-4-9-9		架設工(トラベラーハーネス架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 126
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	I — 179
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I — 25
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	I — 137
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I — 20
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I — 180
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I — 180
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I — 180
	6-4-12-7		検査路上		10-4-8-8検査路上	I — 181
第14節 コンクリート管理橋上部工(P C橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I — 14
第14節 コンクリート管理橋上部工(P C橋)	6-4-14-3		ボストテンション桁製作工		3-2-3-13ボストテンション桁製作工	I — 15
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I — 15
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I — 15
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	I — 179

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 コンクリート管理橋上部工(P C ホロースラブ橋)	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(コンクリート橋)	I — 126
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(コンクリート橋)	I — 126
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	I — 137
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I — 180
	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10 支承工	I — 179
	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I — 180
	6-4-15-5		P C ホロースラブ製作工		3-2-3-15 P C ホロースラブ製作工	I — 16
	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I — 20
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I — 180
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I — 180
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I — 180
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I — 181
	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	I — 31
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8 半たわみ性舗装工	I — 43
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9 排排水性舗装工	I — 55
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10 透水性舗装工	I — 67
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	I — 71
第18節 舗装工	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	I — 77
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	I — 97
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14 ブロック舗装工	I — 100
第5章 堀						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1 刃口金物製作工	I — 116
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3 桁製作工	I — 117
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工	I — 122
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	I — 122
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	I — 122
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	I — 125
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	I — 124
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	I — 123
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	I — 123
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1 仮設材製作工	I — 116
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	I — 125
	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I — 8
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I — 26
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I — 27
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	I — 28
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	I — 28
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I — 11
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7 床版工	I — 140
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8 堰柱工	I — 140
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9 門柱工	I — 140
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10 ゲート操作台工	I — 140
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8 水叩工	I — 140
	6-5-6-13		閘門工			I — 141
	6-5-6-14		土砂吐工			I — 141
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I — 132
	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I — 26
第7節 固定堰本体工	6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I — 27
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	I — 28
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	I — 28
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I — 11
	6-5-7-8		堰本体工			I — 141
	6-5-7-9		水叩工			I — 141
	6-5-7-10		土砂吐工			I — 141
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I — 132
	6-5-8-3		魚道本体工			I — 141
	6-5-9-2		管理橋荷台工			I — 142
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 127
	6-5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 126
	6-5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 126
	6-5-10-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 126
	6-5-10-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 126

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 橋梁現場塗装工 第12節 床版工 第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-10-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I - 126
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10 支承工	I - 179
	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	I - 25
	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2 床版工	I - 137
	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I - 20
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I - 180
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I - 180
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I - 180
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I - 181
	6-5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	I - 14
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-5-15-3		ボストテンション桁製作工		3-2-3-13 ボストテンション桁製作工	I - 15
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-14 プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I - 15
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	I - 15
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10 支承工	I - 179
	6-5-15-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(コンクリート橋)	I - 127
	6-5-15-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(コンクリート橋)	I - 127
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	I - 137
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I - 180
	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10 支承工	I - 179
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I - 180
第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-5-16-5		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	I - 16
	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10 支承工	I - 179
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	I - 17
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I - 180
	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I - 20
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I - 180
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I - 180
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I - 180
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I - 181
	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I - 12
第20節 付属物設置工	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22 階段工	I - 20
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I - 8
	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I - 26
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I - 27
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I - 11
	6-6-4-6		本体工			I - 143
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			I - 143
	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I - 26
第5節 沈砂池工	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I - 27
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I - 11
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I - 132
	6-6-5-7		コンクリート床版工			I - 144
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17 根固めブロック工	I - 19
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	I - 24
	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I - 26
第6節 吐出水槽工	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I - 27
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I - 11
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6 本体工	I - 143
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I - 8
	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I - 26
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	I - 11
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		I - 144
			本体工	植石張り	3-2-5-5 石積(張)工	I - 30
			本体工	根固めブロック	3-2-3-17 根固めブロック工	I - 19
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I - 132
第5節 床固め工	6-7-4-8		水叩工	水叩工		I - 145
			水叩工	巨石張り	3-2-3-26 多自然型護岸工	I - 21
			水叩工	根固めブロック	3-2-3-17 根固めブロック工	I - 19
	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6 本堤工	I - 144
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6 本堤工	I - 144
第6節 山留擁壁工	6-7-5-6		側壁工			I - 145
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8 水叩工	I - 145
	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I - 132
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	I - 29
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5 石積(張)工	I - 30

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	6-7-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I — 26
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	I — 5
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I — 77
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I — 31
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	I — 12
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I — 12
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	I — 13
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	I — 138
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	I — 139
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	I — 128
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I — 8
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I — 5
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	I — 128
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じやかご工	3-2-3-27羽口工	I — 22
			縁切工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I — 29
			縁切工	コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	I — 29
			縁切工	石張工	3-2-5-5石積(張)工	I — 30
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	I — 128
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	I — 30
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I — 29
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I — 12
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I — 103
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I — 104
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I — 104
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	I — 23
			排水構造物工	集水井工	3-2-3-30集水井工	I — 25
	6-9-7-8		道路付属物工	歩道区間境界ブロック	3-2-3-5縫石工	I — 11
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I — 25
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I — 14
第7編 河川海岸編						
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I — 8
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I — 107
	7-1-4-3		バイルネット工		3-2-7-5バイルネット工	I — 107
	7-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレン工	I — 108
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I — 108
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I — 109
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I — 20
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			I — 145
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			I — 146
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I — 26
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I — 26
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	I — 11
第6節 護岸工	7-1-6-3		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I — 30
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			I — 146
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			I — 147
第7節 擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I — 132
第8節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			I — 147
第9節 波返工	7-1-9-3		波返工			I — 148
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I — 30
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I — 29
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	I — 147
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	I — 131
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I — 23
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I — 23
	7-1-12-4		集水井工		3-2-3-30集水井工	I — 25
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	I — 24
			管渠工	プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	I — 24
			管渠工	コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	I — 24
			管渠工	タグタイル鋼鉄管	3-2-3-29暗渠工	I — 24
	7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I — 24
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I — 12
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	I — 20
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I — 12
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I — 31
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I — 77

編、章、節	条	技番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I — 97
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I — 23
	7-1-14-9		集水溝工		3-2-3-30集水溝工	I — 25
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I — 11
第14節 付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I — 13
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I — 13
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I — 11
第2章 突堤・人工岬						
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I — 8
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			I — 148
	7-2-4-5		吸出し防止工			I — 149
第5節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			I — 149
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			I — 149
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I — 26
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	I — 26
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	I — 11
	7-2-5-9		石棒工			I — 150
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			I — 150
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		I — 151
		2	ケーソン工	ケーソン工据付		I — 151
		3	ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		I — 152
	7-2-5-12	1	セルフー工	セルフー工製作		I — 152
		2	セルフー工	セルフー工据付		I — 152
		3	セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		I — 152
第6節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			I — 153
	7-2-6-3		根固めブロック工			I — 153
第7節 消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I — 20
	7-2-7-3		消波ブロック工			I — 153
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)						
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			I — 154
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	I — 149
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I — 20
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	I — 149
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	I — 151
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	I — 152
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	I — 150
第4章 浚渫(海岸)						
第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I — 135
第4節 浚渫工(グラブ船)	7-4-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I — 135
第5章 養浜						
第3節 軽量盛土工	7-5-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I — 8
第4節 砂止工	7-5-4-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	I — 153
第8編 砂防編						
第1章 砂防堰堤						
第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	I — 120
	8-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			I — 154
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I — 125
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I — 8
第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	I — 128
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I — 130
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I — 131
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I — 132
	8-1-6-7	かご工	じやかご		3-2-3-27羽口工	I — 22
		かご工	ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I — 22
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4		コンクリート堰堤本体工			I — 155
	8-1-8-5		コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I — 155
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			I — 155
	8-1-8-8		水叩工			I — 156
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5		鋼製堰堤本体工	不透過型		I — 156
			鋼製堰堤本体工	透過型		I — 157
	8-1-9-6		鋼製側壁工			I — 159
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I — 155
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	I — 156
	8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I — 25
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I — 19
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	I — 19
	8-1-10-7		かご工	じやかご	3-2-3-27羽口工	I — 22



編、章、節	条 枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 ホーリング工	9-3-3	ホーリング工			I — 165
第10編 道路編					
第1章 道路改良					
第3節 工場製作工	10-1-3-2	遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工	I — 166	
			工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	I — 125
第4節 地盤改良工	10-1-4-2	路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I — 106
	10-1-4-3	置換工		3-2-7-3置換工	I — 106
	10-1-4-4	サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	I — 108
	10-1-4-5	バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレン工	I — 108
	10-1-4-6	締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I — 108
	10-1-4-7	固結工		3-2-7-9固結工	I — 109
第5節 法面工	10-1-5-2	植生工		3-2-14-2植生工	I — 128
	10-1-5-3	法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I — 130
	10-1-5-4	法枠工		3-2-14-4法枠工	I — 131
	10-1-5-6	アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I — 132
	10-1-5-7	かご工	じやかご	3-2-3-27羽口工	I — 22
		かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I — 22
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I — 8
第7節 摊壁工	10-1-7-3	既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I — 26
	10-1-7-4	場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I — 27
	10-1-7-5	場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I — 132
	10-1-7-6	プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I — 133
	10-1-7-7	補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	3-2-15-3補強土壁工	I — 133
		補強土壁工	多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I — 133
		補強土壁工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I — 133
	10-1-7-8	井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I — 134
第8節 石・ブロック積(張)工	10-1-8-3	コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I — 29
	10-1-8-4	石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I — 30
第9節 カルバート工	10-1-9-4	既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I — 26
	10-1-9-5	場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I — 27
	10-1-9-6	場所打函渠工			I — 266
	10-1-9-7	プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I — 23
第10節 排水構造物工(小型水路工)	10-1-10-3	側溝工		3-2-3-29側溝工	I — 23
	10-1-10-4	管渠工		3-2-3-29側溝工	I — 23
	10-1-10-5	集水井・マンホール工		3-2-3-30集水井工	I — 25
	10-1-10-6	地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I — 24
	10-1-10-7	場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I — 24
	10-1-10-8	排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	I — 23
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4	落石防止網工			I — 166
	10-1-11-5	落石防護柵工			I — 166
	10-1-11-6	防雪柵工			I — 166
	10-1-11-7	雪崩予防柵工			I — 167
第12節 遮音壁工	10-1-12-4	遮音壁基礎工			I — 167
	10-1-12-5	遮音壁本体工			I — 167
第2章 補装					
第3節 地盤改良工	10-2-3-2	路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I — 106
	10-2-3-3	置換工		3-2-7-3置換工	I — 106
第4節 補装工	10-2-4-5	アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I — 31
	10-2-4-6	半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I — 43
	10-2-4-7	排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I — 55
	10-2-4-8	透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I — 67
	10-2-4-9	グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I — 71
	10-2-4-10	コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I — 77
	10-2-4-11	薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I — 97
	10-2-4-12	ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I — 100
	10-2-4	歩道路盤工			I — 168
	10-2-4	取合舗装路盤工			I — 168
	10-2-4	路肩舗装路盤工			I — 168
	10-2-4	歩道舗装工			I — 169
	10-2-4	取合舗装工			I — 169
	10-2-4	路肩舗装工			I — 169
	10-2-4	表層工			I — 169
第5節 排水構造物工(路面排水工)	10-2-5-3	側溝工		3-2-3-29側溝工	I — 23
	10-2-5-4	管渠工		3-2-3-29側溝工	I — 23
	10-2-5-5	集水井(街渠井)・マンホール工		3-2-3-30集水井工	I — 25
	10-2-5-6	地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I — 24
	10-2-5-7	場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I — 24
	10-2-5-8	排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	I — 23
	10-2-5-9	排水性舗装用路肩排水工			I — 170

編、章、節	条	技番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 緯石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 11
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		I - 170
			踏掛版工	ラバーシュー		I - 170
			踏掛版工	アンカーボルト		I - 170
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 12
	10-2-8-6		車止めボスト工		3-2-3-7防止柵工	I - 12
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 11
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		I - 170
		2	大型標識工	標識柱工		I - 171
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 13
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 13
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			I - 171
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		I - 171
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		I - 172
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 20
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I - 116
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			I - 173
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I - 123
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 125
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 8
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 27
	10-3-6-6		オープンケーション基礎工		3-2-4-7オープンケーション基礎工	I - 28
	10-3-6-7		ニューマチックケーション基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーション基礎工	I - 28
	10-3-6-8		橋台躯体工			I - 174
第7節 R C 橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 27
	10-3-7-6		オープンケーション基礎工		3-2-4-7オープンケーション基礎工	I - 28
	10-3-7-7		ニューマチックケーション基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーション基礎工	I - 28
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I - 28
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出し式		I - 175
		橋脚躯体工	重力式			I - 175
		橋脚躯体工	半重力式			I - 175
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		I - 176
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 26
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 27
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 27
	10-3-8-6		オープンケーション基礎工		3-2-4-7オープンケーション基礎工	I - 28
	10-3-8-7		ニューマチックケーション基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーション基礎工	I - 28
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I - 28
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		I - 177
		2	橋脚フーチング工	門型		I - 177
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		I - 177
		2	橋脚架設工	門型		I - 178
	10-3-8-11		現場縫手工			I - 178
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 25
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I - 26
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 11
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I - 137
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I - 30
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 29
	10-3-11-6		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I - 30
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 131
	10-3-11-8	多	多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
		多自然型護岸工	巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	I - 21
		多自然型護岸工	かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	I - 22
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 130
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	I - 128
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I - 5
	10-3-11-12	羽	羽口工	じやかご	3-2-3-27羽口工	I - 22
		羽口工	ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I - 22
		羽口工	かご粹		3-2-3-27羽口工	I - 22
		羽口工	連節ブロック張り		3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I - 29
第12節 摊壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 132
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 133

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I — 117
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I — 122
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I — 122
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I — 122
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I — 125
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I — 123
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			I — 178
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	I — 117
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I — 123
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I — 125
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 127
	10-4-5-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 126
	10-4-5-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 126
	10-4-5-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 126
	10-4-5-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 126
	10-4-5-9		架設工(トラベラーケーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 126
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		I — 179
		2	支承工	ゴム支承		I — 179
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I — 25
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	I — 137
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I — 20
	10-4-8-3		落橋防止装置工			I — 180
	10-4-8-5		地覆工			I — 180
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			I — 180
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			I — 180
	10-4-8-8		検査路工			I — 181
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I — 26
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I — 27
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I — 177
			橋脚フーチング工	T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I — 177
	10-4-9-6		歩道橋(側道橋)架設工		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 126
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I — 25
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I — 124
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I — 123
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I — 122
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I — 122
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I — 125
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I — 14
			プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I — 14
	10-5-5-3		ボストテンション桁製作工		3-2-3-13ボストテンション桁製作工	I — 15
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I — 15
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I — 15
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	I — 179
	10-5-5-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I — 127
	10-5-5-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I — 127
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I — 137
	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I — 180
第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		I — 181
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	I — 179
	10-5-6-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 127
	10-5-6-5		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I — 126
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I — 137
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I — 180
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	I — 179
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	I — 16
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I — 180
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	I — 179
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15 RC場所打ホロースラブ製作工	I — 16

編、章、節	条	技番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I — 180
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	I — 16
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	I — 179
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	I — 17
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I — 180
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	I — 17
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	I — 179
	10-5-11-4		架設工(片持架設)		3-2-13 架設工(コンクリート橋)	I — 127
第12節 PC押出し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		3-2-3-16 PC押出し箱桁製作工	I — 18
	10-5-12-3		架設工(押出し架設)		3-2-13 架設工(コンクリート橋)	I — 127
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I — 20
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I — 180
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I — 180
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I — 180
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I — 181
第6章 トンネル(NATM)						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			I — 181
	10-6-4-4		ロックボルト工			I — 182
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			I — 183
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	I — 183
	10-6-5-5		床版コンクリート工			I — 184
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			I — 184
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I — 24
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			I — 184
第8節 坑門工	10-6-8-5		明り巻工			I — 185
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I — 125
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打取体工			I — 185
	10-11-6-4		カラー継手工			I — 186
	10-11-6-5	1	防水工	防水		I — 186
		2	防水工	防水保護工		I — 186
		3	防水工	防水壁		I — 186
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト軸体工			I — 187
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		I — 187
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		I — 187
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打軸体工	I — 185
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			I — 188
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工(管路部)	I — 187
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	I — 188
第14章 道路維持						
第4節 輸装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I — 103
	10-14-4-4		輸装打換え工		3-2-6-16輸装打換え工	I — 104
	10-14-4-5		切削オーバーレイ工			I — 189
	10-14-4-6		切削オーバーレイ工	面管理の場合		I — 189
	10-14-4-7		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I — 104
	10-14-4-8		路上再生工			I — 190
			薄層カラー輸装工		3-2-6-13薄層カラー輸装工	I — 97
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I — 23
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I — 23
	10-14-5-5		集水井・マンホール工		3-2-3-30集水井工	I — 25
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I — 24
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I — 24
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I — 23
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I — 12
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I — 12
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I — 12
	10-14-6-6		車止めボスト工		3-2-3-7防止柵工	I — 12
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I — 11
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I — 170
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I — 13
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I — 171
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	I — 172
第9節 軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I — 8
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I — 132
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I — 133
第11節 石・ブロック積(張)工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I — 29
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I — 30
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I — 266
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I — 23
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	I — 128
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I — 130

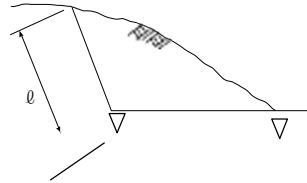
編、章、節	条 枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	10-14-13-4	法粹工		3-2-14-4法粹工	I — 131
	10-14-13-6	アンカーワーク		3-2-14-6アンカーワーク	I — 132
	10-14-13-7	かご工	じやかご	3-2-3-27羽口工	I — 22
		かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I — 22
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2	伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I — 20
	10-14-15-4	地覆工		10-4-8-5地覆工	I — 180
	10-14-15-5	橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I — 180
	10-14-15-6	橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I — 180
	10-14-15-7	横査路工		10-4-8-8横査路工	I — 181
第17節 現場塗装工	10-14-17-6	コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I — 14
第16章 道路修繕					
第3節 工場製作工	10-16-3-4	桁補強材製作工			I — 191
	10-16-3-5	落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I — 122
第5節 舗装工	10-16-5-3	路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I — 103
	10-16-5-4	舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I — 104
	10-16-5-5	切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	I — 189
	10-16-5-6	オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I — 104
	10-16-5-7	路上再生工		10-14-4-7路上再生工	I — 190
	10-16-5-8	薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I — 97
第6節 排水構造物工	10-16-6-3	側溝工		3-2-3-29側溝工	I — 23
	10-16-6-4	管渠工		3-2-3-29側溝工	I — 23
	10-16-6-5	集水井・マンホール工		3-2-3-30集水井工	I — 25
	10-16-6-6	地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I — 24
	10-16-6-7	場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I — 24
	10-16-6-8	排水工		3-2-3-29側溝工	I — 23
第7節 縁石工	10-16-7-3	縁石工		3-2-3-5縁石工	I — 11
第8節 防護柵工	10-16-8-3	路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I — 12
	10-16-8-4	防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I — 12
	10-16-8-5	ボックスピーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I — 12
	10-16-8-6	車止めボスト工		3-2-3-7防止柵工	I — 12
第9節 標識工	10-16-9-3	小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I — 11
	10-16-9-4	大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I — 170
第10節 区画線工	10-16-10-2	区画線工		3-2-3-9区画線工	I — 13
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4	道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I — 13
第12節 道路付属施設工	10-16-12-5	ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I — 171
	10-16-12-6	照明工		10-2-12-6照明工	I — 172
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I — 8
第14節 摊壁工	10-16-14-3	場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I — 132
	10-16-14-4	プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I — 133
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3	コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I — 29
	10-16-15-4	石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I — 30
第16節 カルバート工	10-16-16-4	場所打幽渠工		10-1-9-6場所打幽渠工	I — 266
	10-16-16-5	プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I — 23
第17節 法面工	10-16-17-2	植生工		3-2-14-2植生工	I — 128
	10-16-17-3	法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I — 130
	10-16-17-4	法粹工		3-2-14-4法粹工	I — 131
	10-16-17-6	アンカーワーク		3-2-14-6アンカーワーク	I — 132
	10-16-17-7	かご工	じやかご	3-2-3-27羽口工	I — 22
		かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I — 22
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4	落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	I — 166
	10-16-18-5	落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	I — 166
	10-16-18-6	防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I — 166
	10-16-18-7	雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	I — 167
第20節 鋼桁工	10-16-20-3	鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	I — 191
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3	鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	I — 179
	10-16-21-4	P.C.橋支承工		10-4-5-10支承工	I — 179
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3	伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I — 20
	10-16-22-4	落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I — 180
	10-16-22-6	地覆工		10-4-8-5地覆工	I — 180
	10-16-22-7	橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I — 180
	10-16-22-8	橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I — 180
	10-16-22-9	横査路工		10-4-8-8横査路工	I — 181
第25節 現場塗装工	10-16-25-3	橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I — 25
	10-16-25-6	コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I — 14

【第14編 下水道編】

章	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第3章 管路</b>				
<b>第1節 管きよ工(開削)</b>				
14-3-	1-	3 管路	第14編3-1-3 管路上工(管路掘	I -130
14-3-	1-	3 管路	第14編3-1-3 管路土工(管路埋	"
14-3-	1-	4 管布	第14編3-1-4 管布設工(自然流下	"
14-3-	1-	4 管布	第14編3-1-4 矩形渠(プレキヤス	I -131
14-3-	1-	4 管布	第14編3-1-4 管布設工(圧送管)	"
14-3-	1-	5 基礎	第14編3-1-5 基礎工(砂基礎)	"
14-3-1-	5 基礎工		第14編3-1-5 基礎工(碎石基礎)	I -132
14-3-	1-	5 基礎工	第14編3-1-5 基礎工(コンクリート	"
<b>第3節 管きよ工(推進)</b>				
14-3-3-	3 推進工		第14編3-3-3 推進工	I -133
<b>第4節 管きよ工(シールド)</b>				
14-3-4-	3 一次覆工		第14編3-4-3 一次覆工	I -134
14-3-	4-	4 二次覆工	第14編3-4-4 二次覆工	"
<b>第5節 マンホール工</b>				
14-3-5-	3 標準マンホール工		第14編3-5-3 標準マンホール工	I -135
14-3-	5-	3 標準マンホール工	第14編3-5-3 マンホール基礎工	"
14-3-5-	4 組立マンホール工		第14編3-5-4 組立マンホール基礎	I -136
14-3-5-	5 小型マンホール工		第14編3-5-5 小型マンホール工	"
<b>第6節 特殊マンホール工</b>				
14-3-6-	4 特殊マンホール工(躯体工)		第14編3-6-4 現場打ち特殊人孔	I -136
14-3-6-	特殊マンホール工		第14編3-6-4 伏せ越し室・雨水吐	I -137
14-3-	6- 特殊マンホール工		第14編3-6-4 伏せ越し管	"
<b>第10節 立坑工</b>				
14-3-10-	立坑工		第14編3-10 立坑工	I -138
14-3-10-	立坑工		第14編3-10 立坑土工	"
<b>第4章 処理場・ポンプ場</b>				
<b>第1節 敷地造成工</b>				
14-4-1-	4 法面整形工		第14編4-1-4 切土・盛土	I -139
<b>第4節 本体作業土工</b>				
14-4-4-	2 掘削工		第14編4-4-2 土工(掘削)	I -139
<b>第5節 本体仮設工</b>				
14-4-5-	2 土留・仮締切工		第14編4-5-2 (H鋼杭、鋼矢板)	I -139
14-4-5-	3 地中連続壁工(コンクリート壁)		第14編4-5-3 コンクリート壁	I -140
14-4-	5- 4 地中連続壁工(ソイル壁)		第14編4-5-3 ソイル壁	"
<b>第6節 本体築造工</b>				
14-4-6-	3 直接基礎工(改良)		第14編4-6-3 構造物基礎	I -140
<b>第7節 場内管路工</b>				
14-4-7-	10 管布設工		第14編4-7-10 流入渠・流出渠	I -143
<b>その他</b>				
	ポンプ場・終末処理場の躯体工		第14編 池・槽の主構造物	I -141
	ポンプ場・終末処理場の躯体工		第14編 ゲート用開口部	"
	ポンプ場・終末処理場の躯体工		第14編 可動せき用開口部	I -142
	ポンプ場・終末処理場の躯体工		第14編 越流とい	"
	ポンプ場・終末処理場の躯体工		第14編 越流せき	"

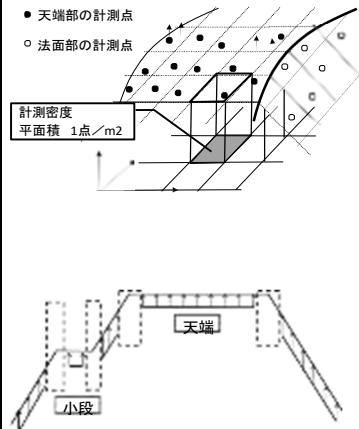
【第11編 港湾編】 【第12編 港湾海岸編】

○ 国土交通省港湾局編集(社団法人 日本港湾協会)の「港湾工事共通仕様書の港湾工事出来形管理基準」によるものとする。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
					法長 $\ell$	$\ell < 5\text{m}$	-200			
						$\ell \geq 5\text{m}$	法長-4%			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸土工・ 砂防 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値 標高較差	個々の 計測値 $\pm 50$ $\pm 150$	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 50\text{mm}$ が含まれている。  3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/ $\text{m}^2$ （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に $\pm 5\text{cm}$ 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に $\pm 5\text{cm}$ 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2

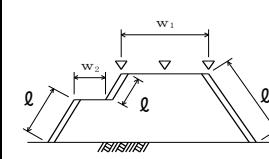
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平均値 平場 法面 (小段含む)	個々の計測値 ±50 ±300 ±70 ±300	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽ 法長ℓ 幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-50 -100 法長-2% -100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)		平均値 個々の計測値			1-2-3-3

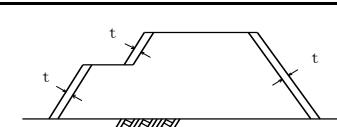
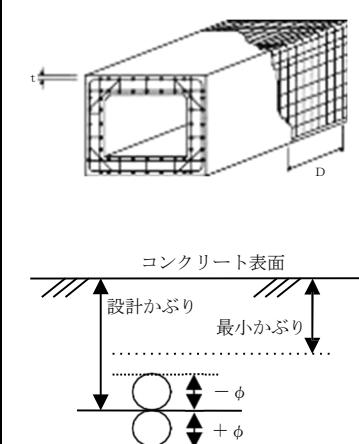
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽ 厚さt 控え長さ	-50 -50 設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防	5		法面整形工 (盛土部)	厚さt	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さt 幅w	t < 15cm t ≥ 15cm -25 -50 -100	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6

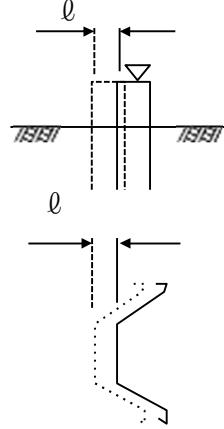
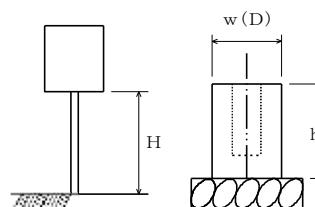
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線および端部で測定。		1-2-4-2

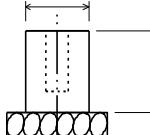
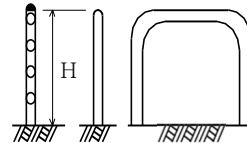
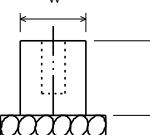
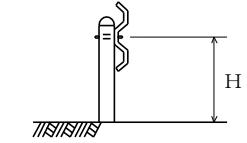
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値 標高較差	個々の計測値 ±50 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わることの場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	1-2-4-2

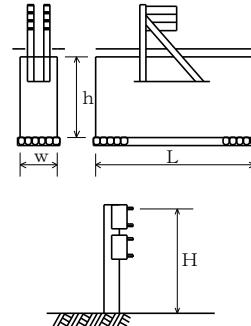
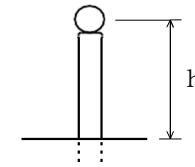
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線および端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 (面管理の場合)  路床盛土工 (面管理の場合)		平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わることを評価する場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	● 天端部の計測点 ○ 法面部の計測点  計測密度 平面積 1点/m <sup>2</sup>	1-2-4-3 1-2-4-4

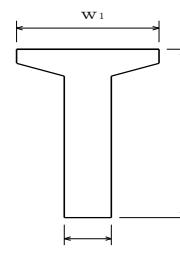
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d  かぶり t	± ϕ  設計かぶり ± ϕかつ 最小かぶり 以上	$d = \frac{D}{n - 1}$ <p>D : n本間の延長 n : 10本程度とする ϕ : 鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(IIIコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。</p> <p>注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。</p> <p>注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25 m<sup>2</sup>以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>	 ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	1-3-7-4

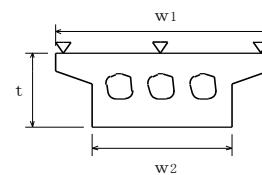
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ▽  根 入 長  変 位 $\ell$	±50  設計値以上  100	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1ヶ所、延長20m (または25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ H  基礎	設計値以上  幅w (D) 高さ h 根入長	1ヶ所／1基  基礎 1基毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		3-2-3-6

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落 (横断) 防止 柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w 高さ h	-30 -30 +30 -20	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。  1ヶ所／1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	3-2-3-7
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w 高さ h	-30 -30 +30 -20	1ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所／1施工箇所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。  1ヶ所／1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	3-2-3-8

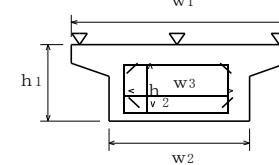
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w 高さ h 延長 L	-30 -30 -100	1ヶ所／1基礎毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工		ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所／1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-10	

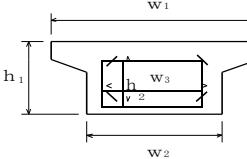
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧II-82「表-II.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500m <sup>2</sup> とする。		3-2-3-11	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） (けた橋)	桁長 L (m)  断面の外形寸法  橋桁のそり $\delta_1$  横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm L/1000$  $\pm 5$  $\pm 8$  $\pm 10$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図		3-2-3-12
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） (スラブ桁)	桁長 L (m)  断面の外形寸法  橋桁のそり $\delta_1$  横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm 10\dots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000\dots$ $L > 10m$  $\pm 5$  $\pm 8$  $\pm 10$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図		3-2-3-12

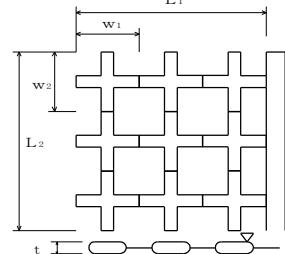
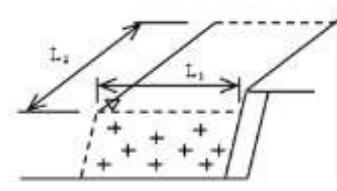
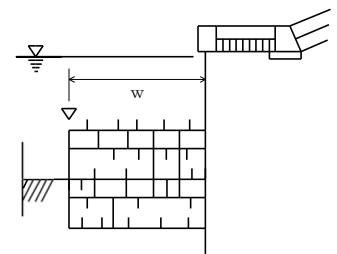
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	幅(上) $w_1$	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 $\ell$ : 支間長(m)		3-2-3-13 注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m²以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	桁長 $\ell$	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	断面の外形寸法(mm)	—			3-2-3-14

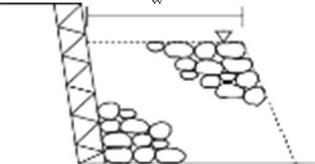
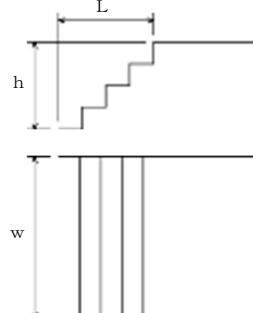
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		PCホロースラブ製作工	基 準 高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		3-2-3-15 注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m³以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	PC箱桁製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。	w1 w2 h1 h2 w3 ℓ	3-2-3-16 注)新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m <sup>2</sup> 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する

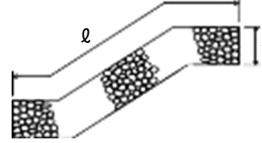
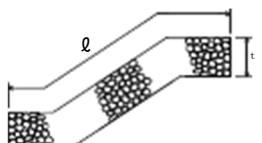
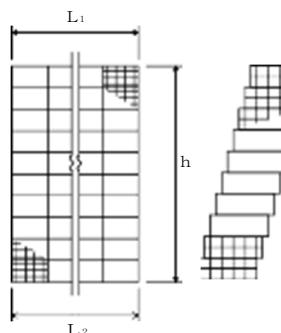


編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) $w_1$	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。		3-2-3-16 注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m²以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する

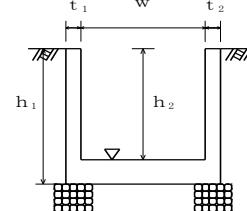
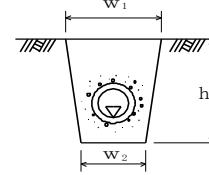
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17	根固めブロック工	層 積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-17
						厚さ t	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
						幅W <sub>1</sub> , W <sub>2</sub>	-20			
						延長L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200	1施工箇所毎		
					乱 積	基準高▽	± t / 2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		t は根固めブロックの高さ
						延長L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	- t / 2	1施工箇所毎		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18	沈床工	1組毎	基 準 高 ▽	±150			3-2-3-18
						幅 w	±300			
						延 長 L	-200			

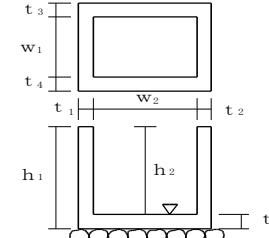
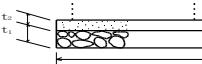
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基 準 高 ▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 w	-30	1回／1施工箇所		3-2-3-22
						高 さ h	-30			
						長 さ L	-30			
						段 数	±0段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点  表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+2			

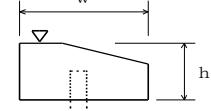
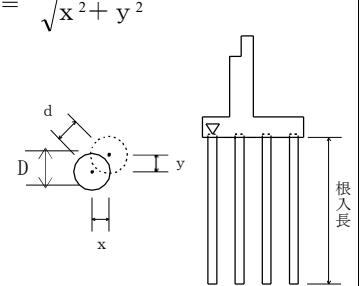
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	据付け高さ 橋軸方向各点 誤差の相対差 表面の凹凸 歯型板面の歯咬み合い部の高低差 歯咬み合い部の縦方向間隔W1 歯咬み合い部の横方向間隔W2 仕上げ高さ	±3 3 3 2 ±2 ±5 舗装面に対し 0~+2	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸 仕上げ高さ	3 舗装面に対し 0~+3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽ 法長ℓ 延長L	±500 -200 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 $\ell$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	
						厚さ $t$	-0.2t				
						延長 $L$	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 (じやかご)	法長 $\ell$	$\ell < 3m$ $\ell \geq 3m$	-50 -100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
						厚さ $t$	-50				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ $h$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	
						延長 $L_1, L_2$	-200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	1施工箇所毎	3-2-3-28		
					※幅 w	-50						
					※高さ h	-30						
					延長 L	-200						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	3-2-3-29		
					延長 L	-200						

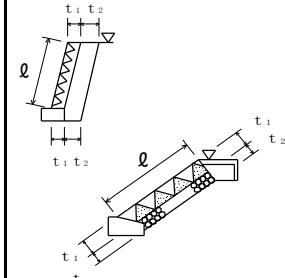
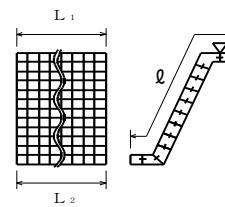
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29
						厚さ $t_1, t_2$	-20	厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-30			
						高さ $h_1, h_2$	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						深さ h	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水溝工	基 準 高 ▽ ※ 厚さ $t_1 \sim t_5$ ※幅 $w_1, w_2$ ※ 高さ $h_1, h_2$	±30 -20 -30 -30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-30
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m <sup>2</sup> とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m <sup>2</sup> に満たない場合は10m <sup>2</sup> ごとに1点とする。		3-2-3-31
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w 厚さ $t_1, t_2$ 延長 L	設計値以上 -30 各構造物の規格値による	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-1

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	基礎工（護岸） (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート 杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。  傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾 斜	1/100以内			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4 2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-4-4
					根 入 長	設計値以上				
					偏 心 量 d	D/4以内かつ100以内				
					傾 斜	1/100以内				
					杭 径 D	設計値以上				
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5	場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。  傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-4-5
					根 入 長	設計値以上				
					偏 心 量 d	100以内				
					傾 斜	1/100以内				
					杭 径 D	設計径（公称径）-30以上				
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6	深基礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。  傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。  ※ライアーブレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-4-6
					根 入 長	設計値以上				
					偏 心 量 d	150以内				
					傾 斜	1/50以内				
					基 础 径 D	設計径（公称径）以上※				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オーブンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-7
					ケーソンの長さ l	-50				
					ケーソンの幅 w	-50				
					ケーソンの高さ h	-100				
					ケーソンの壁厚 t	-20				
					偏 心 量 d	300以内				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-8
					ケーソンの長さ l	-50				
					ケーソンの幅 w	-50				
					ケーソンの高さ h	-100				
					ケーソンの壁厚 t	-20				
					偏 心 量 d	300以内				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-9
					根 入 長	設計値以上				
					偏 心 量 d	300以内				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( 張 ) 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部および下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法長ℓ	ℓ < 3m			
						ℓ ≥ 3m	-100			
						厚さ（ブロック積張） t <sub>1</sub>	-50			
						厚さ（裏込） t <sub>2</sub>	-50			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( 張 ) 工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
					法 長 ℓ	-100				
					延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部および下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4
						法長ℓ	$\ell < 3m$			
							$\ell \geq 3m$			
						厚さ(ブロック) t <sub>1</sub>	-50			
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部および下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5
						法長ℓ	$\ell < 3m$			
							$\ell \geq 3m$			
						厚さ(石積・張) t <sub>1</sub>	-50			
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下											
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	4	橋面防水工(シート系床版防水層)	シートの重ね幅	-20～+50		標準重ね幅100 mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6-4			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7		
						厚さ	-45	-45	-15	-15				
						幅	-50	-50	—	—				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 範 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工)  (面管理の場合)		基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7		
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 範 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。  小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7		
							幅	-50	-50	—	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。  小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工		厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。  小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7		
							幅	-50	-50	—	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。  小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 ( 加熱アスファルト 安定処理工 )		厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる	工事規模の考え方  中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。  小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7		
							幅	-50	-50	—	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工 ( 加熱アスファルト 安定処理工 )  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。  小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。  小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
							幅	-25	-25	—	—			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。  小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。  小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7			
						幅	-25	-25	—	—						
						平坦性	3mプロファイル メーター ( $\sigma$ )2.4mm以下 直読式(足付き) ( $\sigma$ )1.75mm以 下									

編 章	節 条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
					個々の測定値 (X)							
					10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7 12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17 -20 -2 -3	3mプロファイル メーター ( $\sigma$ )2.4mm以下 直読式(足付き) ( $\sigma$ )1.75mm以 下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面として、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)		基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、 道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして 測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に 測定。ただし、幅は設計図書の測点に よらず延長80m以下の間隔で測定する ことができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上で管理が可能な工事をいい、 基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。。	3-2-6-8		
							厚 さ	-45	-45	-15	-15					
							幅	-50	-50	—	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)		基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8		
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 範 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8		
							幅	-50	-50	—	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)  セメント(石灰)安定処理工		厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8		
							幅	-50	-50	—	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)  セメント(石灰)安 定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	7	半たわみ性舗装工 ( 加熱アスファルト 安定処理工 )		厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
							幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	8	半たわみ性舗装工 ( 加熱アスファルト 安定処理工 )  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	1. 3次	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8		
							幅	-25	-25	—	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	出来形管理基準及び規格値		測定基準	測定箇所	単位:mm 摘要			
							個々の測定値(X)							
							10個の測定値の平均(X×10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)		厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> 毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8		
							幅	-25	-25	—	—					
							平坦性	—	3mプロフィル メーター ( $\sigma$ )2.4mm以下 直読式(足付き) ( $\sigma$ )1.75mm以 下							

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)							
							10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											
土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	1. 3次	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)		基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、 道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして 測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に 測定。ただし、幅は設計図書の測点に よらず延長80m以下の間隔で測定する ことができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方  中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上で管理が可能な工事をいい、 基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。  小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。  コアー採取について  橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	3-2-6-9		
							厚 さ	-45	-45	-15	-15					
							幅	-50	-50	—	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)		基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9		
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	幅	-25	-30	-8	-10	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9		
							幅	-50	-50	—	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工		厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9		
							幅	-50	-50	—	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	7	排水性舗装工 ( 加熱アスファルト 安定処理工 )		厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9		
							幅	-50	-50	—	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	8	排水性舗装工 ( 加熱アスファルト 安定処理工 )  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	9	排水性舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。  小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9		
							幅	-25	-25	—	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	10	排水性舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	11	排水性舗装工 (表層工)		厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> 毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9		
							幅	-25	-25	—	—					
							平坦性	—	3mプロフィル メーター ( $\sigma$ )2.4mm以下 直読式(足付き) ( $\sigma$ )1.75mm以 下	—	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の 平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9		
							平坦性	3mプロフィル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下								

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)							
							中規模以上	小規模以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)		基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  ※歩道舗装に適用する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10		
							厚さ	t < 15cm	-30	-10				
								t ≥ 15cm	-45	-15				
							幅	—100	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)		測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)		基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。  ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
								t ≥ 15cm	±90	+50 -15			
							厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10			
								t ≥ 15cm	±90	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)							
							中規模以上	小規模以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	3	透水性舗装工 (表層工)		厚さ	-9	-3	<p>幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。</p> <p>厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-10		
							幅	-25	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)							
							中規模以上	小規模以下						
3 土木 工事共 通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト 舗装工  ( 加熱アスファルト 安定処理工 )		厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方  中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。  小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について  橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11		
							幅	-50	-50	—	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工  ( 加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 範 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト 舗装工  (基層工)		厚さ	-9	-12	工事 規模	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方  中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。  小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について  橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11		
							幅	-25	-25	中規 模以	—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工  (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 範 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	5	グースアスファルト 舗装工 (表層工)		厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> 毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11		
							幅	-25	-25	—	—					
							平坦性	—	3mプロフィル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以 下							

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	6	グースアスファルト舗装工  (表層工)  (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11		
							平坦性	—	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
			個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						厚 さ	-45		-15			
						幅	-50		—			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)		基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。	3-2-6-12		
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)		厚さ	-25 -30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘 り起こして測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未 満。厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値の 平均値(X10)について満足しなけれ ばならない。ただし、厚さのデータ数 が10個未満の場合は測定値の平均値は 適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	3-2-6-12		
							幅	-50						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。	3-2-6-12		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアー <sup>1</sup> を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10個の測定値の平均 値(X10)について満足しなければな らない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用 しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	3-2-6-12			
							幅	-50		—						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。	3-2-6-12			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)		厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアー <sup>1</sup> を採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12			
							幅	-25		—						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。	3-2-6-12		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)		厚さ	-10	-3.5	上工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未 満。  厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値(X10)について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。  維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-12			
							幅	-25	—					
							平坦性	—	コンクリート の硬化後 3mプロフィル メーターによ り機械舗設の 場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場 合(σ)3mm以下					
							目地段差	±2		隣接する各自地に対して、道路中心線 及び端部で測定。				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面として全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-12			
						平坦性	—	コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下						
						目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工		基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12			
							厚さ	-45		-15						
							幅	-50		—						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)		基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未 満。	3-2-6-12		
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘 り起こして測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値(X10)について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	3-2-6-12			
							幅	-50		—						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。	3-2-6-12			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント(石灰・瀝 青)安定処理工		厚さ	-25	-30	-8	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m<sup>2</sup>に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-12			
							幅	-50		—						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント(石灰・瀝 青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。	3-2-6-12			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層		厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアー <sup>1</sup> を採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12			
							幅	-25		—						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。	3-2-6-12			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート 版工)	厚さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12			
						幅	-35	—						
						平坦性	—	—						
						目地段差	±2							

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート)		厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。  小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来	3-2-6-12		
							平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーカーにより (σ)2.4mm以下。					
							目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 範 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)		基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13			
							厚さ	-45		-15						
							幅	-50		—						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13			
							幅	-50		—						

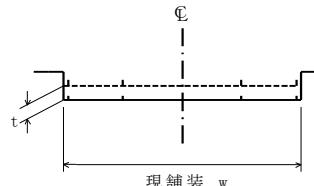
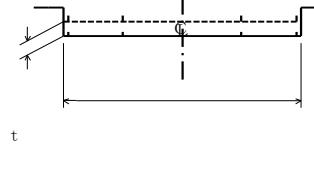
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工		厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13			
							幅	-50		—						

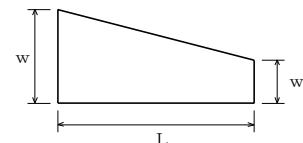
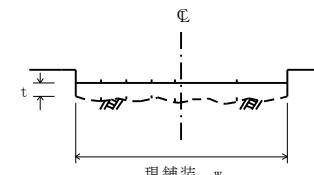
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	13	4	薄層カラー舗装工 ( 加熱アスファルト 安定処理工 )		厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	
							幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	
							幅	-25		—				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)		基準高▽	±40	±50	—	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	
							厚さ	-45		-15				
							幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	
							幅	-50		—				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工		厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアー <sup>1</sup> を採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t未 満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10個の測定値の平均 値(X10)について満足しなければな らない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用 しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	3-2-6-14			
							幅	-50		—						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)		厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアー <sup>1</sup> を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t未 満あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10個の測定値の平均 値(X10)について満足しなければな らない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用 しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	3-2-6-14			
							幅	-50		—						

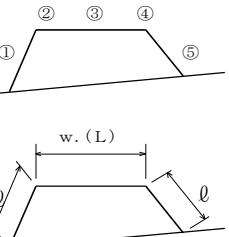
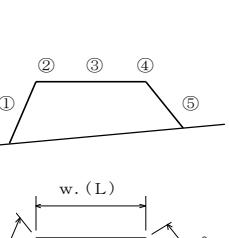
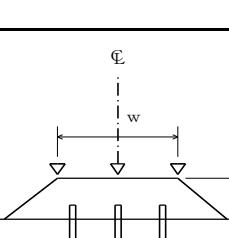
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアー <sup>1</sup> を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10個の測定値の平均 値(X10)について満足しなければな らない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用 しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	3-2-6-14			
							幅	-25		—						

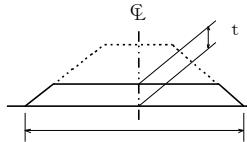
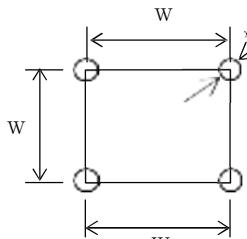
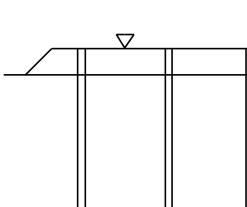
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ( $\bar{X}$ )			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	<p>厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-6-15
						幅 w	-25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	<ol style="list-style-type: none"> <li>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。</li> <li>計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</li> <li>厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。</li> <li>幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。</li> </ol>		3-2-6-15
						幅 w	-25	—			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ( $\bar{X}$ )			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16	舗装打換え工		路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所／1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	オーバーレイ工		厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-17	
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

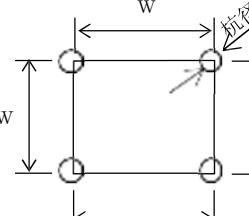
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	測定値の平均(̄X)				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。			3-2-6-17
						平坦性	—	3mプロフィルメーター( $\sigma$ )2.4mm以下直読式(足付き) ( $\sigma$ )1.75mm以下				

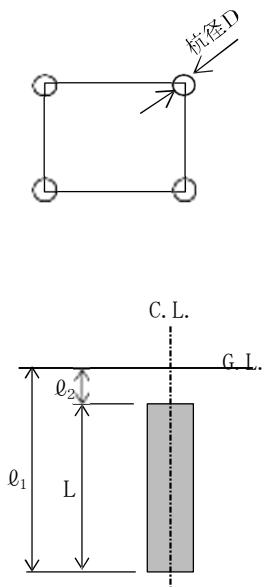
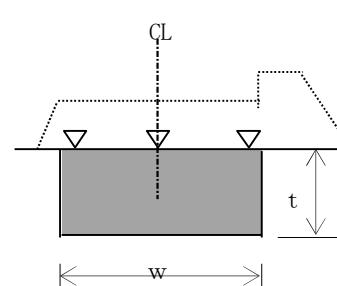
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。。		3-2-7-2
					施工厚さ t	-50				
					幅 w	-100				
					延 長 L	-200				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50 m）につき1ヶ所、延長40 m（50 m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
					置換厚さ t	-50				
					幅 w	-100				
					延 長 L	-200				

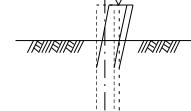
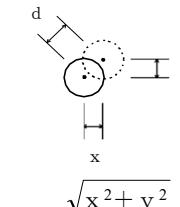
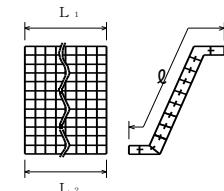
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  w. (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。		3-2-7-4
						法長ℓ	-500			
						天端幅w	-300			
						天端延長L	-500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)		3-2-7-4
						法長ℓ	-500			
						天端延長L	-500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5	パイルネット工		基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚さt	-50			
						幅w	-100			
						延長L	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7		バーチカルドレン工 (サンドドレン工) (ペーパードレン工) (袋詰式サンドドレン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレンの杭径は対象外とする。	 	3-2-7-7
			8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	杭径 D	設計値以上			3-2-7-8
						打込長さ h	設計値以上			
						サンドドレン、袋詰式サンドドレン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—			

※余長は、適用除外

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔w	D/4以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 L	設計値以上			
								全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ $\ell_1$ は改良体先端深度 $\ell_2$ は改良端天端深度		

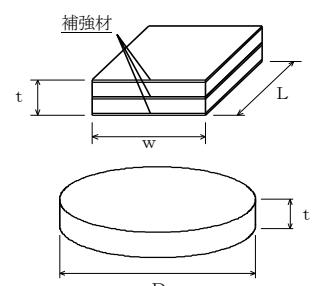
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (スラリー搅拌工)  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編(固結工(スラリー搅拌工)編)による管理の場合	基 準 高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
					位 置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)			
					杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の搅拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)			
					改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-9
					施工厚さ t	設計値以上				
					幅 w	設計値以上				
					延 長 L	設計値以上				

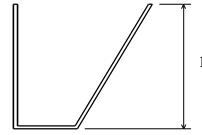
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						根 入 長	設計値以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカーアーク)	削 孔 深 さ $\vartheta$	設計深さ以上	全数	 $\sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-10-5
						配 置 誤 差 $d$	100			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 $\ell$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						延長 $L_1$ $L_2$	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 度 l	-100			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	9		地中連続壁工(壁式)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さ l	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	-200			

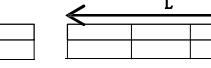
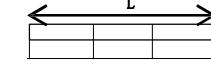
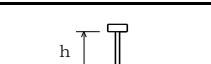
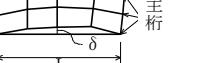
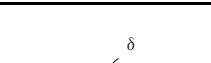
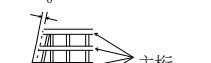
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 中心距離 アンカーバルーピン用ボルト孔 センターポス ボス 上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	孔の直径差 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ $\leq 1000\text{mm}$ ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ $> 1000\text{mm}$ $\leq 100\text{mm}$ $> 100\text{mm}$ 孔の中心距離※1 ボスの直径 ボスの高さ ボスの直径 ボスの高さ JIS B 0403-1995 CT13 JIS B 0403-1995 CT13 JIS B 0403-1995 CT13	+2 -0 1以下 1.5以下 +3 -1 +4 -2 JIS B 0403-1995 CT13 +0 -1 +1 -0 +0 -1 +1 -1 JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1
					(次頁に続く)						

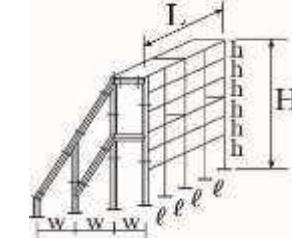
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1		※ 全移動量 $\ell$	$\ell \leq 300\text{mm}$ $\ell > 300\text{mm}$	$\pm 2$ $\pm \ell / 100$			
						組立高さH	上, 下面加工仕上げ 構造用コックリット $H \leq 300\text{mm}$ $H > 300\text{mm}$	$\pm 3$ $\pm 3$ $(H / 200 + 3)$ 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2)、※3) 鋳放し肉厚寸法 ※2) 削り加工寸法 ガス切断寸法	JIS B 0403-1995 CT14 JIS B 0403-1995 CT15 JIS B 0405-1991 粗級 JIS B 0417-1979 B級			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費 (大型ゴム支承工)	幅w 長さL 直径D	$w, L, D \leq 500$ $500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$ $1500 < w, L, D$	$0 \sim +5$ $0 \sim +1\%$ $0 \sim +15$	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 100 >$ $\pm 4 \cdots 10$	図面の寸法表示箇所で測定。	3-2-12-1
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ $h$ (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所で測定。	 A technical drawing of a U-shaped bracket. It consists of two vertical legs meeting at the bottom to form a V-shape. A horizontal line extends from the top of each leg. A vertical dimension line is shown on the right side, labeled 'h', indicating the height of the bracket from its base to the top of the legs.	3-2-12-1

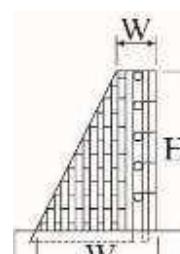
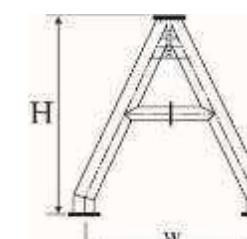
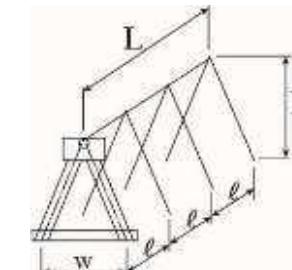
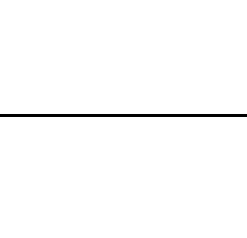
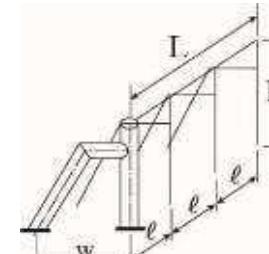
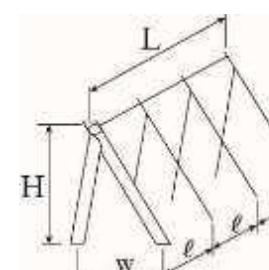
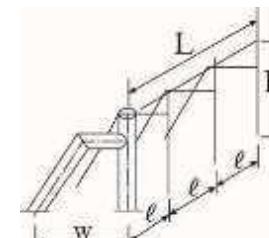
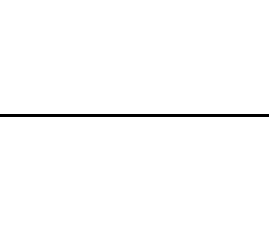


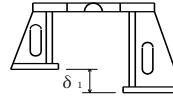
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	2 一般施工 工場製作工 共通	12 工場製作工 共通	3 1	(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。		単径間の場合  多径間の場合 	3-2-12-3
								各支点及び各支間中央付近を測定。			
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \dots B > 2$	—			3-2-12-3
								両端部及び中心部を測定。			
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2) \dots h > 5$	—			3-2-12-3
								最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L : 測線上 (m)			
						主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots L \leq 100$ $25 \dots L > 100$	各主桁について10 ~ 12 m 間隔を測定。			3-2-12-3
								各主構の各格点を測定。 L : 主桁の支間長 (m) L : 主構の支間長 (m)			
						主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots 40 < L \leq 80$	—			3-2-12-3
								—			
						主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	$\pm 10$	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			3-2-12-3
								—			
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h : 主桁の高さ (mm)			3-2-12-3
								支点及び支間中央付近を測定。 h : 主構の高さ (mm)			
						現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	$\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)			3-2-12-3
								—			



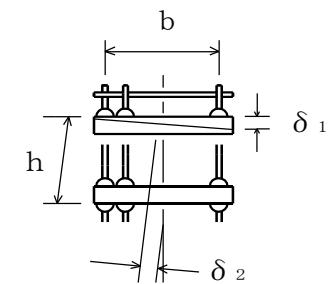
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3

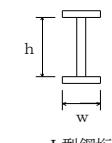
(次頁に続く)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3				    	    	

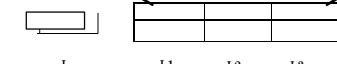
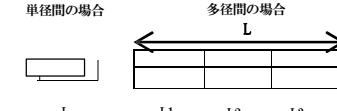
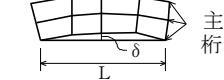
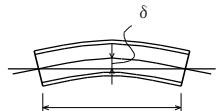
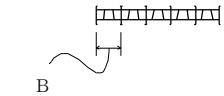
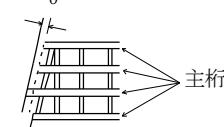
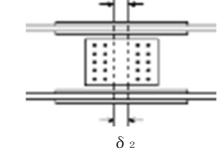
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	4		検査路製作工	部材 部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-4
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長 $w$ (m)  仮組立時 組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta_1$ (mm) フィンガーの食い違い $\delta_2$ (mm)	0 ~ +30  設計値 $\pm 4$  $\pm 2$	製品全数を測定。  両端部及び中央部付近を測定。	    (実測値) $\delta_2$ 	3-2-12-5
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	6		落橋防止装置製作工	部材 部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-6

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。	3-2-12-7
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta_1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。	3-2-12-8



編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-2-12-9
							フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
							部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
							仮組立時 主桁のそり $\delta$	$-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材 部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッヂペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500m <sup>2</sup> とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m <sup>2</sup> に満たない場合は10m <sup>2</sup> ごとに1点とする。		3-2-12-11

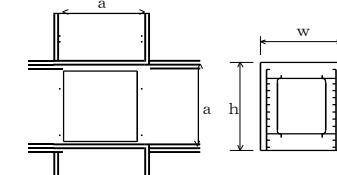
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長L (m) 支間長Ln (m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。	単径間の場合  多径間の場合 	3-2-13
					通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長(m)			
					そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長(m)			
					※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4…… B≤2 ±(3+B/2)… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			
					※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			
					※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。h: 主桁・主構の高さ(mm)			
					※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)			
							※は仮組立検査を実施しない工事に適用。			
					※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。					

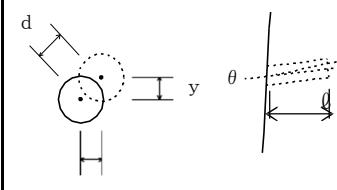
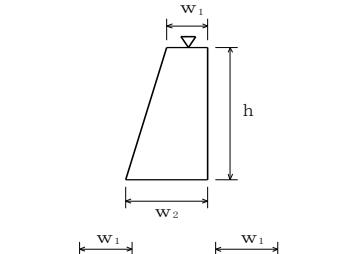
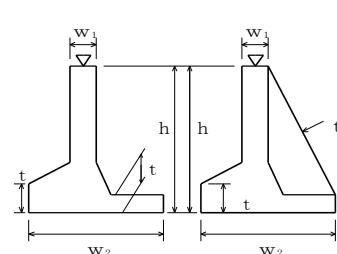
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押出し架設)	全長・支間  桁の中心間距離  そ り	—  —  —	各桁毎に全数測定。  一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。  主桁を全数測定。		3-2-13

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工  (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 $\ell$	$\ell < 5m$  $\ell \geq 5m$	-200  法長の-4%	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2

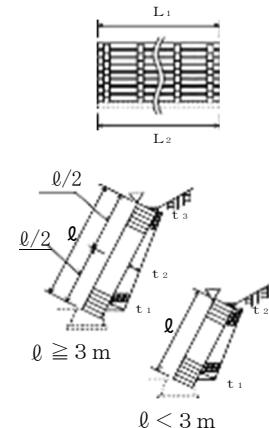
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工  (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長  $\ell$	$\ell < 5m$  $\ell \geq 5m$	-200  法長の-4%	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2

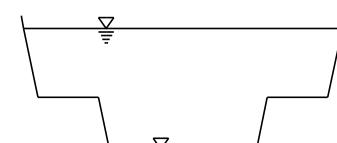
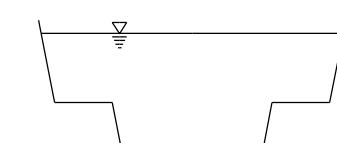
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)			施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	(現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10m$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							$\ell \geq 10m$	-200			
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
						枠中心間隔 a	$\pm 100$				
						延長 L	-200	1施工箇所毎 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10m$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-14-4
							$\ell \geq 10m$				
						延長 L	-200				

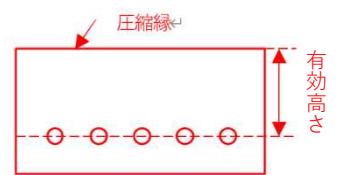
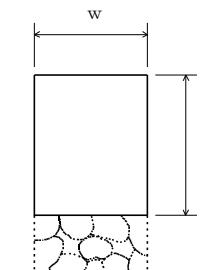
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカーワーク	削孔深さ $\varnothing$	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する
					配置誤差 $d$	100				
					せん孔方向 $\theta$	±2.5度				
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 $\nabla$	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-2-15-1
					厚さ $t$	-20				
					裏込厚さ	-50				
					幅 $w_1, w_2$	-30				
				高さ $h$	$h < 3m$	-50				
					$h \geq 3m$	-100				
					延長 $L$	-200				
							<p>1施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-2-15-1	

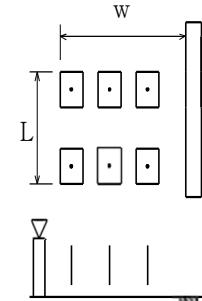
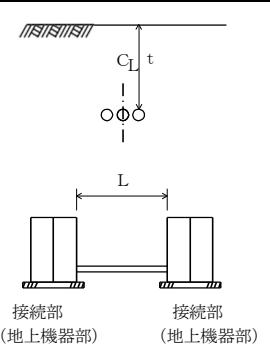
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-2
					延 長 L	-200	1施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	3		補強土壁工  (補強土（テールアル メ）壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジョオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所		3-2-15-3
					高 さ h	h < 3m	-50	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。」		
					h	h ≥ 3m	-100			
					鉛 直 度 △	±0.03 h かつ ±300以内				
					控 え 長 さ	設計値以上	1施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
					延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	4		井桁ブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4

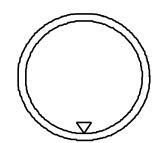
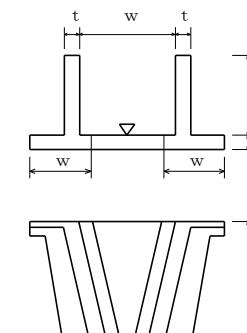
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
						電気船	500ps	-1000～+200			
						1000ps	-1200～+200				
						250ps	-800～+200				
						420ps 600ps	-1000～+200				
						1350ps	-1200～+200				
						幅	-200				
						延長	-200				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 ▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	
						幅	-200				
						延長	-200				

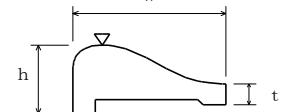
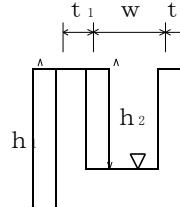
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	3	浚渫船運転工  (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。		3-2-16-3
						標高較差	0以下	+400以下			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	18 床 版 工	2	床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね $10\text{m}^2$ に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	3-2-18-2		
					幅 w	0~+30				
					厚さ t	-10~+20				
					鉄筋のかぶり	設計値以上				
					鉄筋の有効高さ	±10				
					鉄筋間隔	±20				
					上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10				
6 河 川 編	1 築 堤 護 岸 工	7 法 覆 護 岸 工	4	護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	6-1-7-4		
					高さ h	-30				

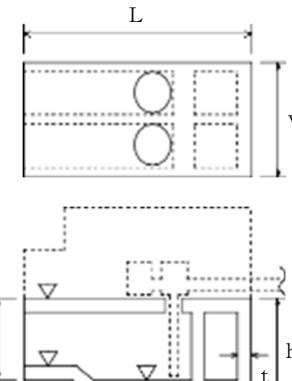
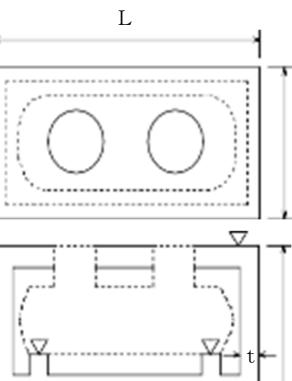
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河 川 編	1 築堤 ・護岸	10 水 制 工	8		杭出し水制工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	1組毎		6-1-10-8
						幅 w	$\pm 300$			
						方 向	$\pm 7^\circ$			
						延 長 L	-200			
6 河 川 編	1 築堤 ・護岸	13 光 ケ ー ブル 配 管 工	3		配管工	埋 設 深 t	0~+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		6-1-13-3
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河 川 編	1 築堤 ・護岸	13 光 ケ ー ブ ル 配 管 工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
6 河 川 編	3 樋門 ・ 樋管	5 樋門 ・ 樋管 本 体 工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前) に測定する。  函渠寸法は、両端、施工縫手箇所及び 図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇 所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品 寸法を規格証明書で確認するものと し、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						内空幅 $w_3$	-30			
						内空高 $h_1$	±30			
						延 長 $L$	-200			

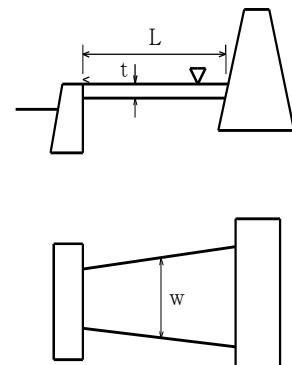
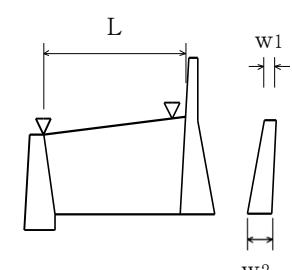
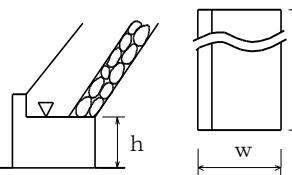
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
6 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (P C管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-3-5-6	
						延 長 L	-200	1施工箇所毎			
6 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-3-5-7 6-3-5-8	
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						延 長 L	-50				
6 河 川 編	4 水 門	6 水 門 本 体 工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11	
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						延 長 L	-50				

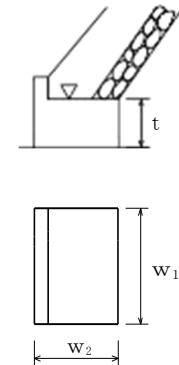
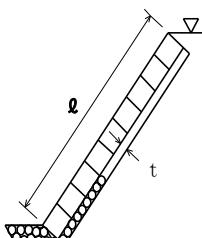
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河 川 編	5 堰	6 可動 堰本 体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
						厚さt	-20			
						幅w	-30			
						高さh	±30			
						延長L	-50			
6 河 川 編	5 堰	7 固 定 堰本 体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工 継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で 測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
						厚さt	-20			
						幅w	-30			
						高さh	±30			
						堰長 L	L < 20m			
							L ≥ 20m			-100
6 河 川 編	5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は 50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-5-8-3
						厚さt <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20			
						幅w	-30			
						高さh <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
						延長L	-200			

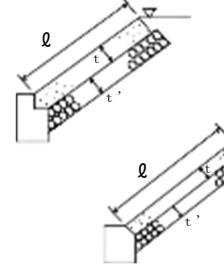
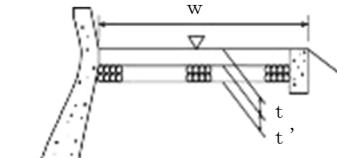
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河 川 編	5 堰	9 管 理 橋 下 部 工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-9-2
					厚さ t	-20				
					天端幅 w1 (橋軸方向)	-10				
					天端幅 w2 (橋軸方向)	-10				
					敷幅 w3 (橋軸方向)	-50				
					高さ h1	-50				
					胸壁の高さ h2	-30				
					天端長 ℓ1	-50				
					敷長 ℓ2	-50				
					胸壁間距離 ℓ	±30				
					支点長及び 中心線の変化	±50				

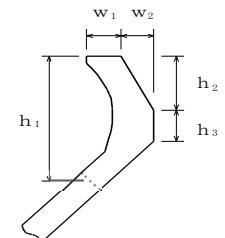
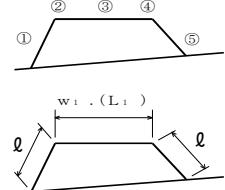
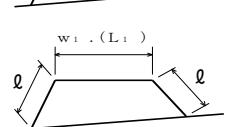
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河 川 編	6 排水 機場	4 機 場 本 体 工	6		本体工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	±30			
						延長 L	-50			
6 河 川 編	6 排水 機場	4 機 場 本 体 工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延長 L	-50			

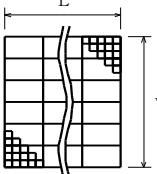
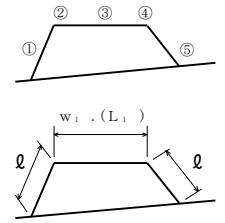
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河 川 編	6 排 水 機 場	5 沈 砂 池 工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
6 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	6		本体工 (床固め本体工)	基 準 高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		6-7-4-6
						天 端 幅 w1, w3	-30			
						堤 幅 w2	-30			
						堤 長 L1, L2	-100			
						水通し幅 l1, l2	±50			

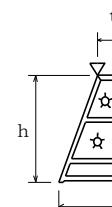
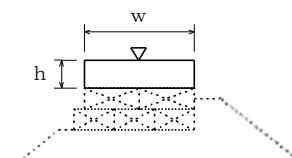
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
						厚 さ $t$	-30			
						幅 $w$	-100			
						延 長 $L$	-100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基 準 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
						天 端 幅 $w_1$	-30			
						堤 幅 $w_2$	-30			
						長 さ $L$	-100			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-5
						幅 $w$	-30			
						高 さ $h$	-30			
						延 長 $L$	-200			

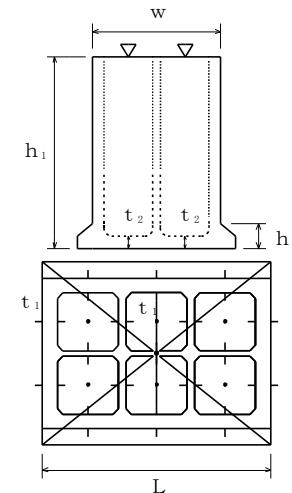
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	5 護 岸 基 礎 工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-6
					ブロック厚 t	-20				
					ブロック縦幅 w1	-20				
					ブロック横幅 w2	-20				
					延 長 L	-200				
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	6 護 岸 工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		7-1-6-4
					法長ℓ	ℓ < 5m	-100			
						ℓ ≥ 5m	ℓ × (-2%)			
					厚 さ t	-50				
					延 長 L	-200				

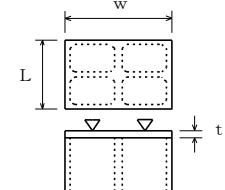
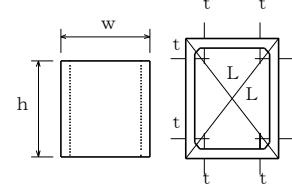
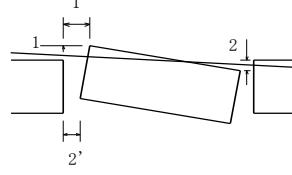
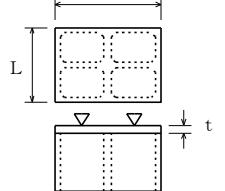
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	6 護 岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5
						法長l	Φ<3m			
						Φ≥3m	-100			
						厚さ t	t < 100			
						t ≥ 100	-30			
						裏込材厚 t'	-50			
						延長 L	-200			
						基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-50			
						厚さ t	-10			
						基礎厚 t'	-45			
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	9 波 返 工	3	波返工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3	
					幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30				
					高さ h < 3m h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub> , h <sub>3</sub>	-50				
					高さ h ≥ 3m h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub> , h <sub>3</sub>	-100				
					延 長 L	-200				
7 河 川 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	4 突 堤 基 礎 工	4	捨石工	基 準 高 ▽	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-4-4
						表 面 均 し	±100			
						荒 均 し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ			
						±500				
						±300				
						被 覆 均 し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ			
						±500				
						±300				
						法 長 ℓ	-100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		7-2-4-4
						天 端 幅 w <sub>1</sub>	-100			
						天 端 延 長 L <sub>1</sub>	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w	-300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-4-5	
						延長 L	-500				
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		7-2-5-2
						法長 ℓ	-100				
						天端幅 w1	-100				
						天端延長 L1	-200				
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積)ブロック規格26t未満	±300		7-2-5-5	
						(層積)ブロック規格26t以上	±500				
						(乱積)	土ブロックの高さの1/2				
						天端幅 w	一ブロックの高さの1/2				
						天端延長 L	一ブロックの高さの1/2				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工 岬	5 突堤 本体 工	9		石粧工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9
					厚さ t	-50				
					高さ h	h < 3m	-50			
						h ≥ 3m	-100			
					延長 L	-200				
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工 岬	5 突堤 本体 工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-10
					幅 w	-30				
					高さ h	-30				
					延長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	碎石、砂	±100	各室中央部1ヶ所	7-2-5-11		
						コンクリート	±50					
						壁厚 $t_1$	±10	底版完成時、各壁1ヶ所				
						幅 $w$	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端				
						高さ $h_1$	+30, -10	完成時、四隅				
						長さ $L$	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端				
						底版厚さ $t_2$	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所				
						フーチング高さ $h_2$	+30, -10	底版完成時、四隅				
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1, 2	ケーソン重量2000 $t$ 未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所		7-2-5-11		
						ケーソン重量2000 $t$ 以上 ±150						
						据付目地間隔 $1'$ 、 $2'$	ケーソン重量2000 $t$ 未満 100以下	据付完了後、天端2ヶ所				
							ケーソン重量2000 $t$ 以上 200以下					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	5 突堤 本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-11
						水 中	±50				
						厚さ t	±30				
						幅 w	±30				
						長さ L	±30				
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	5 突堤 本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12	
						幅 w	+20, -10				
						高さ h	+20, -10				
						長さ L	+20, -10				
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	5 突堤 本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		7-2-5-12	
						隣接ブロックとの間隔1'、2'	50以下				
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	5 突堤 本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-12
						水 中	±50				
						厚さ t	±30				
						幅 w	±30				
						長さ L	±30				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	6 根固め 工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面(乱積)の高さ ±500 異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ ±300	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-6-2
						法長 ℓ	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w	-100			
						天端延長 L	-200			
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	6 根固め 工	3		根固めブロック工	基準高▽	層積 ±300 乱積 $\pm t/2$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-6-3
						厚さ t	-20			
						幅 w 1 w 2	層積 -20 乱積 $-t/2$			
						延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	層積 -200 乱積 $-t/2$	1施工箇所毎		
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	層積 ±300 乱積 $\pm t/2$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-7-3
						厚さ t	-20			
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-20			
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200			

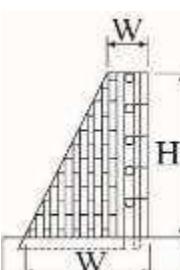
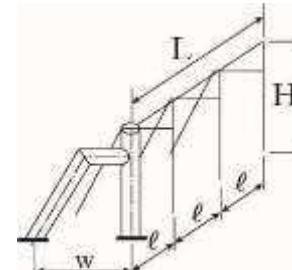
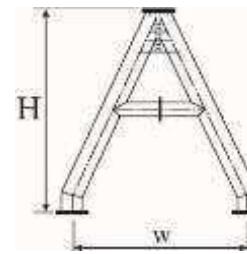
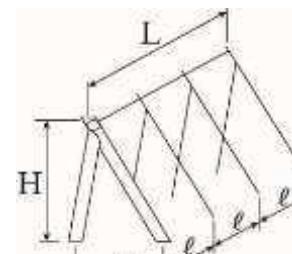
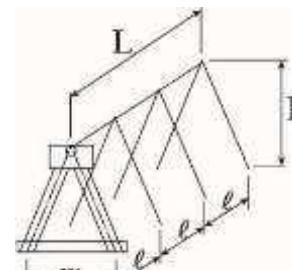
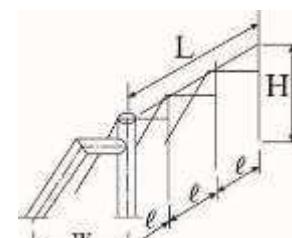
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川 海岸 編	3 海域 堤防 ( 人工リーフ 、離岸堤 、潜堤 )	3 海域 堤基 礎工	3		捨石工	本均し 荒均し 被覆均し 法長 $\ell$ 天端幅 $w_1$ 天端延長 $L_1$	$\pm 50$ $\pm 500$ $\pm 300$ $\pm 500$ $\pm 300$ $-100$ $-100$ $-200$	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		7-3-3-3
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	3 工場 製作 工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材 部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-3-4

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリー ト堰 堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-4
					天端部 $w_1, w_3$ 堤 幅 $w_2$	-30				
					水通しの幅 $\ell_1, \ell_2$	±50				
					堤 長 $L_1, L_2$	-100				
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリー ト堰 堤工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-6
					幅 $w_1, w_2$	-30				
					長 さ $L$	-100				

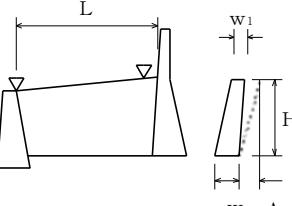
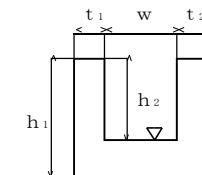
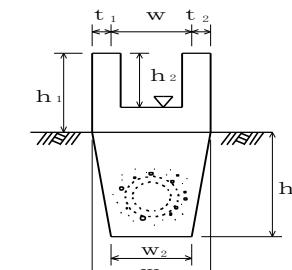
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリー ト堰 堤工	8		水叩工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	 	8-1-8-8
					幅 w	-100				
					厚 さ t	-30				
					延 長 L	-100				
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼製 堰 堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	堤 高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5
					水通し部	長 さ $\ell_1, \ell_2$	±100			
					袖 部	幅 $w_1, w_3$	±50			
						下流側倒れ △	±0.02H1			
						袖 高 ▽	±50			
						幅 $w_2$	±50			
						下流側倒れ △	±0.02H2			

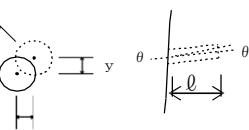
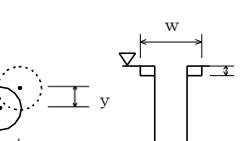
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-9-5
						堤長ℓ	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						高さh	±10			

(次頁に続く)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
8 砂 防 編	1 砂 防 堰	9 鋼 製 堰	5	2				 	 	 	

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	6		鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6
					長さL	±100				
					幅w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	±50				
					下流側倒れ△	±0.02H				
					高さh	h < 3m				
						h ≥ 3m	-50			
							-100			
8 砂 防 編	2 流 路	5 床 固 め 工	8		魚道工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8
					幅w	-30				
					高さh <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30				
					厚さt <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20				
					延長L	-200				
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	6 山 腹 水 路 工	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4
					厚さt <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20				
					幅w	-30				
					幅w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-50				
					高さh <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30				
					深さh <sub>3</sub>	-30				
					延長L	-200				

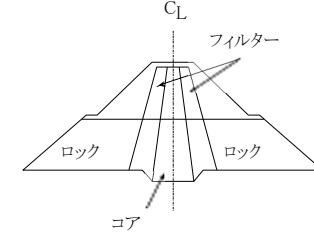
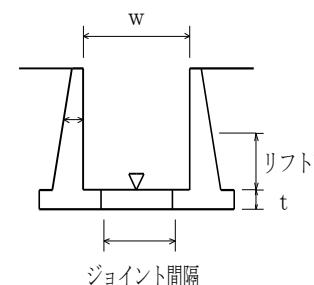
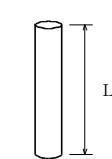
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂 防 編	3 斜 面 對 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ $\ell$	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
					配置誤差 $d$	100				
					せん孔方向 $\theta$	±2.5度				
8 砂 防 編	3 斜 面 對 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基準高 $\nabla$	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
					偏心量 $d$	150				
					長さ $L$	-100				
					巻立て幅 $w$	-50				
					巻立て厚さ $t$	-30				
8 砂 防 編	3 斜 面 對 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基準高 $\nabla$	±50	全数測定。		8-3-9-6
					偏心量 $d$	D/4以内かつ 100以内				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
9 ダ ム 編	1 コ ン クリ ー ト ダ ム	4 ダ ム コン クリ ー ト工			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接觸部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔(横縦目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	天端幅	堤幅	リフト高	堤幅	堤長	J : ジョイント ジョイント間隔	9-1-4

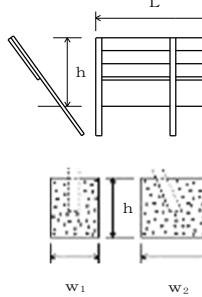
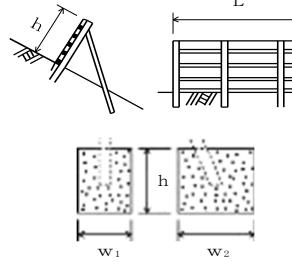
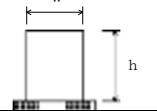
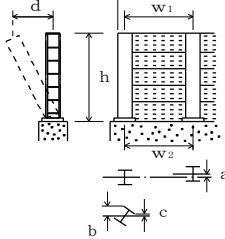
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダ ム 編	1 コ ン クリ ー ト ダ ム	4 ダ ム コン クリ ー ト ダ ム			コンクリートダム工 (水叩)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間隔は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	長さ	9-1-4
					ジョイント間隔	±30			幅	
					幅	±40				
					長さ	-100, +60				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダ ム 編	1 コ ン クリ ー ト ダ ム	4 ダ ム コン クリ ー ト工			コンクリートダム工 (副ダム)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	<p>J : ジョイント</p>	9-1-4

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダ ム 編	1 コ ン クリ ー ト ダ ム	4 ダ ム コン クリ ー ト工			コンクリートダム工 (導流壁)	天端高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接觸部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	<p>J : ジョイント</p>	9-1-4
9 ダ ム 編	2 フ イ ル ダ ム	4 盛 立 工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローラ)の場合		9-2-4-5
					外側境界線	-0, +500				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9ダム編	2ファイルダム	4盛立工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6
						外側境界線	-0, +1000			
						盛立幅	-0, +1000			
9ダム編	2ファイルダム	4盛立工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
						外側境界線	-0, +2000			
9ダム編	2ファイルダム				フィルダム(洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 1回／1施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			
9ダム編	グ3基礎グラウチン	3ボーリング工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3
						配 置 誤 差	100			

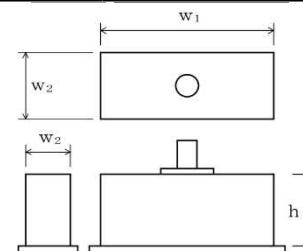
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材 部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		10-1-3-2	
10 道路 編	1 道 路 改 良	9 カ ル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基 準 高 ▽	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		10-1-9-6	
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅 (内法) $w$	-30				
						高さ $h$	±30				
						延長 $L$	<table border="1"> <tr> <td><math>L &lt; 20\text{m}</math></td><td>-50</td></tr> <tr> <td><math>L \geq 20\text{m}</math></td><td>-100</td></tr> </table>				$L < 20\text{m}$
$L < 20\text{m}$	-50										
$L \geq 20\text{m}$	-100										
10 道路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防	4		落石防止網工	幅 $w$	-200	1 施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		10-1-11-4	
						延長 $L$	-200				
10 道路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高さ $h$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。  1 施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		10-1-11-5	
						延長 $L$	-200				

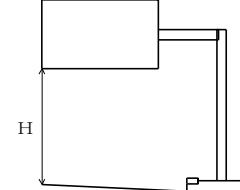
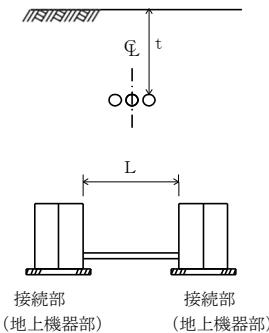
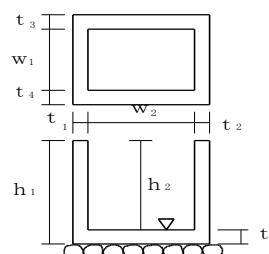
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-6
						延長 L	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						基礎 幅 w1, w2	-30	基礎1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	-30			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
						基礎 幅 w1, w2	-30	基礎1基毎		
						高さ h	-30			
						アンカーレング l	-10%	全数		
						打込み l	-10%			
						埋込み l	-5%			
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-12-4
						高さ h	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁 工	5		遮音壁本体工	支柱 間隔 w1, w2	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		10-1-12-5
						ずれ a	10			
						ねじれ b - c	5			
						倒れ d	$h \times 0.5\%$			
						高さ h	+30, -20			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		

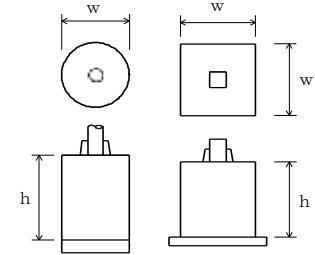
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)							
							中規模以上	小規模以下						
10 道路 編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工		基準高▽	±50	—	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X <sub>10</sub> ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。。	10-2-4		
							t < 15cm	−30	−10					
							t ≥ 15cm	−45	−15					
							幅	−100	—					

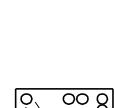
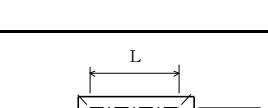
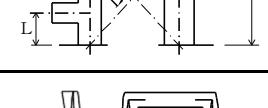
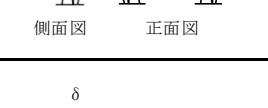
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)							
							中規模以上	小規模以下						
10 道路 編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4			
						幅	-25	—						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道 路 編	2 舗 裝	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所  なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道 路 編	2 舗 裝	7 踏 掛 版 工	4		踏掛け版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20	1ヶ所／1踏掛け版		10-2-7-4
						各 部 の 厚 さ	±20	1ヶ所／1踏掛け版		
						各 部 の 長 さ	±30	1ヶ所／1踏掛け版		
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	±20	全数		
						厚 さ	—			
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	±20	全数		
						ア ン カ 一 長	±20	全数		
10 道 路 編	2 舗 裝	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎 1基毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4
						高 さ h	-30			



編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		10-2-12-5
						延長 L	-200	接続部間毎で全数		
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
						※厚さ t1～t5	-20			
						※幅 w1, w2	-30			
						※高さ h1, h2	-30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所		10-2-12-6

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度 $\delta$ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	
							ベースプレート	孔の位置	$\pm 2$	全数を測定。		10-3-3-3
							孔の径 d	0~5	全数を測定。			
							柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \cdots L \leq 10m$ $\pm 10 \cdots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20)/10) \cdots$ $20m < L$	両端部及び片持ばかり部を測定。		10-3-3-3	
						仮組立時	はりのキャンバー及び柱の曲がり $\delta$ (mm)	$L/1000$	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3	
							柱の鉛直度 $\delta$ (mm)	$10 \cdots H \leq 10$ $H \cdots H > 10$	各柱及び片持ばかり部を測定。 $H$ : 高さ (m)		10-3-3-3	

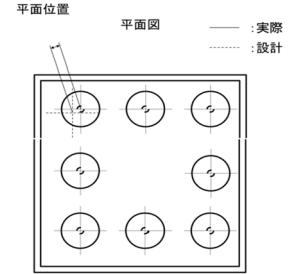
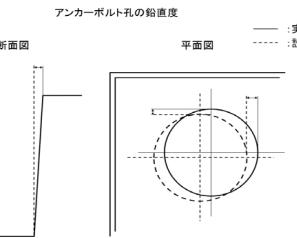
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台軸体工	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理案」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-6-8
厚 さ t	-20									
天 端 幅 w <sub>1</sub> (橋軸方向)	-10									
天 端 幅 w <sub>2</sub> (橋軸方向)	-10									
敷 幅 w <sub>3</sub> (橋軸方向)	-50									
高 さ h <sub>1</sub>	-50									
胸壁の高さ h <sub>2</sub>	-30									
天 端 長 l <sub>1</sub>	-50									
敷 長 l <sub>2</sub>	-50									
胸壁間距離 l	±30									
支 間 長 及 び 中 心 線 の 変 位	±50									
支承部 アン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20								
平 面 位 置	±20									
アンカーボルト孔 の鉛直度	1/50以下									

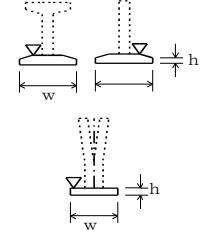
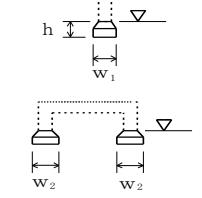
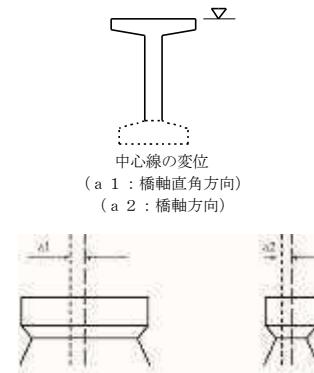
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
								<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>	<p>平面位置</p> <p>平面図</p> <p>—— : 実際 ---- : 設計</p>	

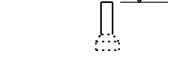
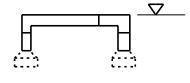
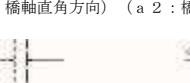
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚軀体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
								<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>	 	

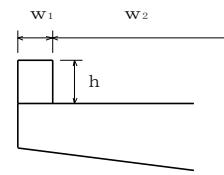
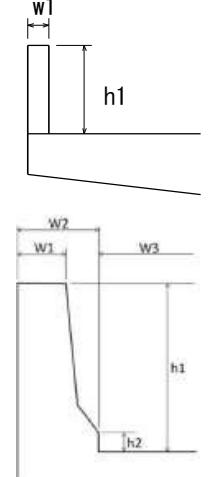
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚軀体工 (ラーメン式)	基 準 高 ▽	±20	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>The technical drawings illustrate the cross-section of a bridge pier (labeled w1, h, t, w2) and the measurement of bridge pier center distance (l). It also shows the measurement of centerline deflection (a1: perpendicular to the bridge axis, a2: along the bridge axis).</p>	10-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w1	-20			
						敷 幅 w2	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ l	-20			
						橋脚中心間距離 l	±30			
						支 間 長 及 び 中 心 線 の 変 位	±50			
						支 承 箱 部 抜 き 規 格 値 ア ン カ ボ ル ツ の	計画高	+10~-20		
						平 面 位 置	±20			
						アンカーボルト孔 の鉛直度	1/50以下			

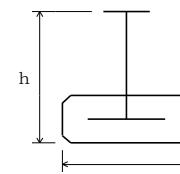
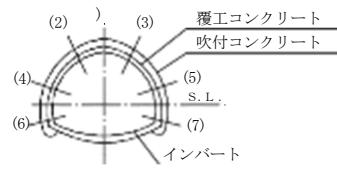
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
								<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>	 	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 w (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						長 さ ℓ	-50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 w1, w2	-50			
						高 さ h	-50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽ 橋脚中心間距離ℓ 支間長及び 中心線の変位	±20 ±30 ±50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	  中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)  	10-3-8-10
10 道路 編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11
10 道路 編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材 部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9

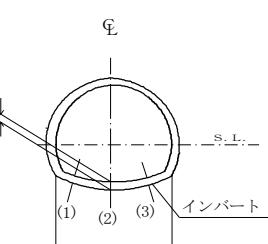
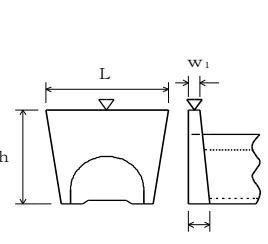
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	4 鋼橋 上部	5 鋼橋 架設工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動 可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向) 水 平 度 橋軸方向 橋軸直角方向 可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差 可動支承の 機能確認 注3)	±5 設計移動量以上 コンクリート 橋 ±5 ±(4+ 0.5×(B -2)) 1/100 5 温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上	支承全数を測定。 B : 支承中心間隔 (m)  支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。  注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
10 道路 編	4 鋼橋 上部	5 鋼橋 架設工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動 可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向) 水 平 度 橋軸方向 橋軸直角方向 可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差 可動支承の 機能確認 注3)	±5 設計移動量以上 コンクリート 橋 ±5 ±(4+ 0.5×(B -2)) 1/300 5 温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上	支承全数を測定。 B : 支承中心間隔 (m)  上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm 以下の場合は、水平面の高低差を1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。  注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3		
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D : アンカーボルト径 (mm)				
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 $w_1$	-10~+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5		
						地覆の高さ $h$	-10~+20					
						有効幅員 $w_2$	0~+30					
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 $w_1$	-5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7		
						地覆の幅 $w_2$	-10~+20					
			7			高さ $h_1$	-20~+30					
						高さ $h_2$	-10~+20					
						有効幅員 $w_3$	0~+30					

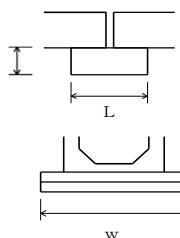
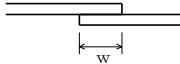
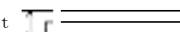
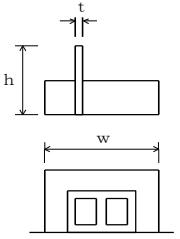
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	4 鋼橋 上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高さ	±4			
10 道路 編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 $\ell$ : スパン長		10-5-6-2
						高さ h	10 -5			
						桁長 $\ell$ スパン長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ ± ( $\ell - 5$ )かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 $\ell$			
10 道路 編	6 トンネル ( N A T M )	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好的な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3

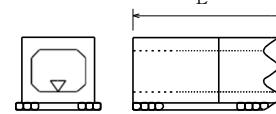
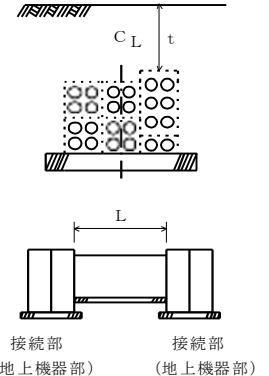
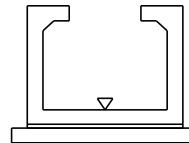
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 簿 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4

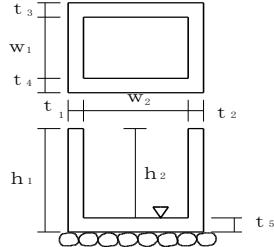
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂) 幅 w (全幅) 高さ h (内法) 厚さ t 延長 L	±50 -50 -50 設計値以上 —	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (i) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ii) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (iii) 檢測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。  なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		10-6-5-3

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル ( N A T M )	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-6-5-5
						厚さ t	-30			
10 道路編	6 トンネル ( N A T M )	6 インバート工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (i) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ii) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	—			
10 道路編	6 トンネル ( N A T M )	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。		10-6-8-4
						幅 w1, w2	-30			
						高さ h	h < 3m			
							h ≥ 3m			
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽(拱頂) 幅 w (全幅) 高さ h (内法) 厚さ t 延長 L	±50 -50 -50 -20 —	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ▽ 厚 さ t 内 空 幅 w 内 空 高 h ブロック長 L	±30 -20 -30 ±30 -50	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-2

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	11 共同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-4
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
10 道路 編	11 共同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		10-11-6-5
10 道路 編	11 共同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		10-11-6-5
10 道路 編	11 共同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚さ t	-20			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	11 共同 溝	7 プレ キヤ スト構 築工	2		プレキャスト軸体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2
						延 長 L	-200	延長：1施工箇所毎		
10 道路 編	12 電線 共同 溝	5 電線 共同 溝工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-2
						延 長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
10 道路 編	12 電線 共同 溝	5 電線 共同 溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基 準 高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-3

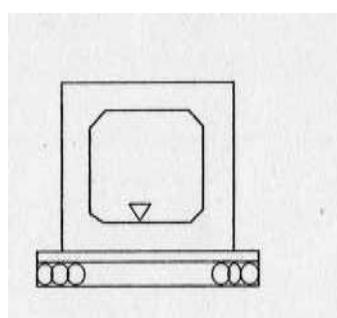
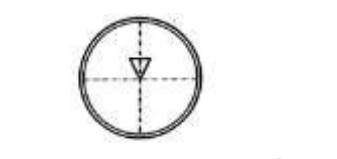
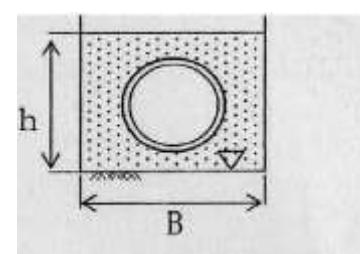
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	12 電線 共同 溝	6 付帶 設備工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)	測定値の平均(̄X)						
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	<p>厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。</p>		10-14-4-5			
						厚さ t (オーバーレイ)	-9							
						幅 w	-25							
						延長 L	-100							
						平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削)のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として 緩和)	-2 (2)	<ol style="list-style-type: none"> <li>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。</li> <li>計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</li> <li>厚さ t または標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。</li> <li>厚さ（オーバーレイ）は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</li> <li>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。</li> </ol> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p>		10-14-4-5			
						厚さ t (オーバーレイ)	-9							
						幅 w	-25							
						延長 L	-100							
						平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

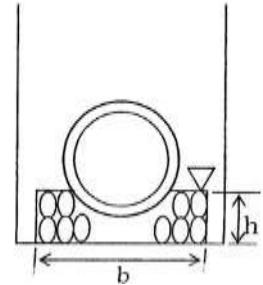
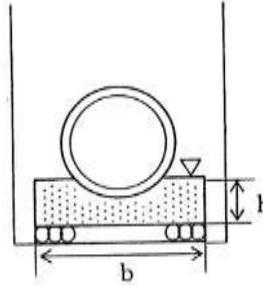
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	測定値の平均(̄X)			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工		フランジ幅 $w$ (m) 腹板高 $h$ (m) 腹板間隔 $b'$ (m)	$\pm 2\cdots w \leq 0.5$ $\pm 3\cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4\cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)\cdots$ $2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	10-16-3-4
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。			
								主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4	
											10-16-3-4	

編 章	節	枝 番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
1 4 下水道	3 管路	3 管路土工	管路掘削	深さ 幅	$\pm 30$ $-50$	マンホール間ごとに1箇所測定する		
1 4 下水道	3 管路	3 管路土工	管路埋め戻し	基準高さ	$\pm 30$	マンホール間ごとに1箇所測定する		
1 4 下水道	3 管路	4 管布設工	管布設 (自然流下管)	基準高さ 中心線の変位 (水平) 勾配 総延長 L 延長 I	$\pm 30$ $\pm 50$ $\pm 20\%$ $-200$ $-L/500$ かつ $-200$	基準高さ、中心線の変位（水平）はマ ンホール間の中央及び両端を測定する。  延長 I はマンホール間を測定		

編 章	節 番	枝 番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
1 4 下水道	3 管路	4 管布設工 (開削)	矩形渠 (プレキャス ト)	基準高さ	±30	基準高さ、中心線の変位（水平）は施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。		
				中心線の変位 (水平)	±50			
				勾配	±20%			
				総延長 L	-200			
				延長 I	-L/500 かつ-200			
	4 管布設工 (開削)	压送管		基準高さ	±30	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する		
				中心線の変位 (水平)	±50			
				総延長 L	-200			
	5 管基礎工 (開削)	砂基礎		基準高さ	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
				幅	-50			
				厚さ	-30			

I -

編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 4 下水道	3管路	1管渠工（開削）	5管基礎工	碎石基礎	基準高さ	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅	-50			
					厚さ	-30			
	3管路	1管渠工（開削）	5管基礎工	コンクリート基礎	基準高さ	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅	-30			
					厚さ	-30			

I -

単位：mm

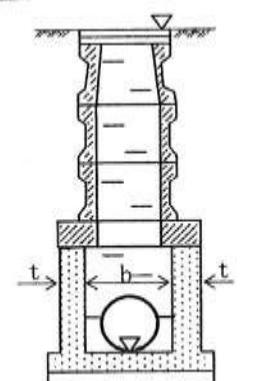
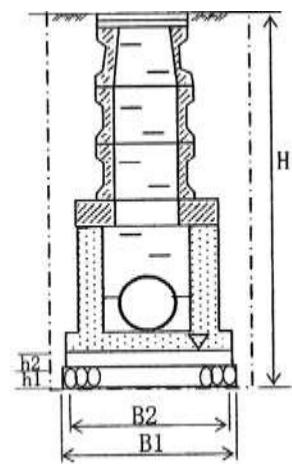
編 章	節 番	枝 番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
14 下水道編	3管路	3推進工 3管きょ工(推進)	推進工	基 準 高	±50	推進中は、推進管1本毎測定 推進完了後は、測点毎測定		

I -

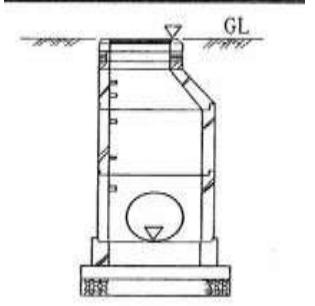
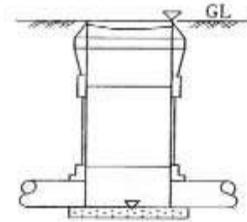
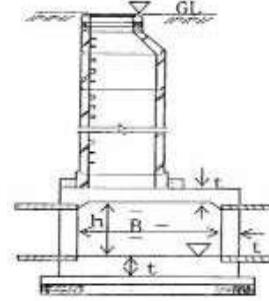
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
14下水道編	3管路	3一次覆工	4シールド工	3一次覆工	一次覆工	基 準 高	±50	推進中は、1リング毎制定		
					中心線の偏位	±50	1次覆工完了後は、5リングに1回測定			
					延 長	-100	適宜、監督職員の指示した場合			
					真 圓 度	特に定めない	10リングに1回測定			
					作泥材の注入量	特に定めない	計量、粘性、比重の測定を行うこと			
					裏込材の注入量 及び注入圧	特に定めない	配合試験は200リングに1回 フロー値、粘性、ブリージング率、ゲルタイム、圧縮強度を定期的に測定すること			
					二次覆工	基 準 高	±30	二次覆工打設単位毎測定		
					中心線の偏位	±30				
					延 長	-100	適宜、監督職員の指示した場合			
					真 圓 度	特に定めない	二次覆工打設単位毎測定			
	3管路	4二次覆工	4シールド工	4二次覆工						
14下水道編										

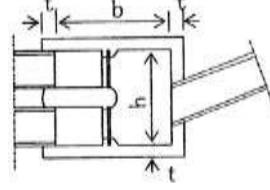
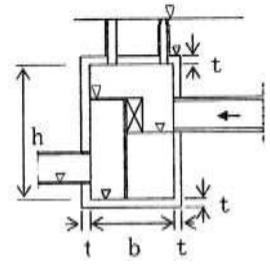
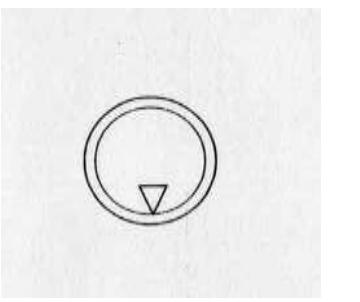
I-1

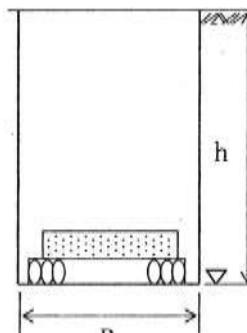
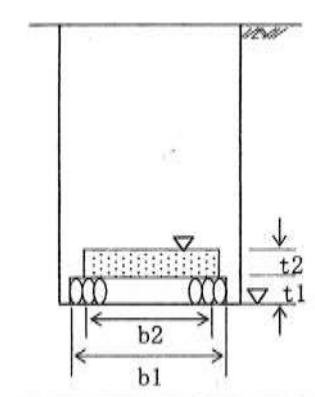
単位 : mm

箇 番	管 路	管 部	管 番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
14 下水道	3管路	5マンホール工	3標準マンホール工	標準マンホール工	基 準 高	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (内法)	-30			
					壁厚 t	-20			
					人孔天端高	±30			
14 下水道	3管路	5マンホール工	3標準マンホール工	マンホール基礎工	基 準 高	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
					床掘深H	±30			
					基礎工幅B1	-50			
					基礎工高h1	-30			
					コンクリート工幅B2	-30			
					コンクリート工高h2	-10			

[I-]

説	管	管	管	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
14下水道	3管路	5マンホール工	4組立マンホール工		組立マンホール工	基 準 高	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						人孔天端高	±30			
14下水道	3管路	5マンホール工	5小型マンホール工		小型マンホール工	基 準 高	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						人孔天端高	±30			
14下水道	3管路	6特殊マンホール工	4軸体工		現場打ち特殊人孔	基 準 高	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						幅 B	-30			
						高 さ h	±30			
						壁厚 t	-20			
						人孔天端高	±30			

編 章	節	枝 番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 4 下水道	3 管路	6 特殊マンホール工	伏せ越し室・雨水吐室工	伏せ越し室・雨水吐室	基 準 高 幅 b (内法) 壁厚 t 厚さ t	±30 ±30 ±30 -20	1 施工箇所ごとに測定する。	 
1 4 下水道	3 管路	6 特殊マンホール工	伏せ越し管工	伏せ越し管	基 準 高 中心線の変位	±30 ±30	1 施工箇所ごとに測定する。	

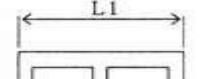
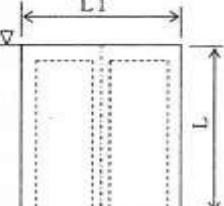
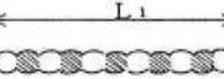
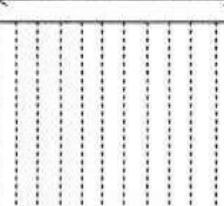
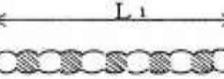
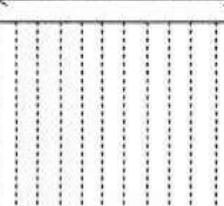
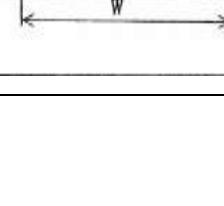
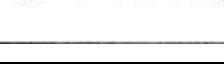
番	号	節	番	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
14下水道		3管路	10立坑工		立坑工	基 準 高	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
						寸法 B	±100			
						深さ h	±30			
14下水道		3管路	10立坑工		立坑土工	基 準 高	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
						碎石基準幅 b 1	-50			
						碎石基礎厚さ t 1	-30			
						底版コンクリート基準高さ	±30			
						底版コンクリート幅 b 2	-30			
						底版コンクリート厚さ t 2	-10			

I -

## (処理場・ポンプ場工事)

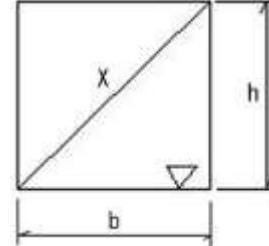
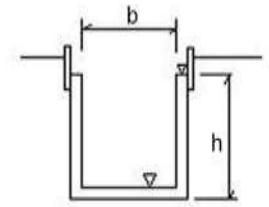
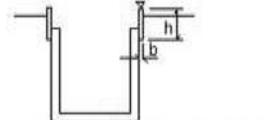
編 章	節 	条 枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 4 下水道  4 処理場・ポンプ場	1 敷地造成工  4 法面整形工		切土・盛土	基 準 高	±50	施工延長概ね40mごとにつき1箇所、40m未満は1施工箇所につき2箇所測定する。		
				幅W	-100			
				法長L < 5m	盛土 : -100			
				法長L < 5m	切土 : -200			
				法長L ≥ 5m	盛土 : -2%			
				法長L ≥ 5m	切土 : -4%			
1 4 下水道  4 処理場・ポンプ場	2 挖削工  4 本体作業土工		土工(掘削)	基 準 高	±50	施工延長概ね40mごと(小規模なものは20mごと)に基準側線を設定し、基準高さを10mごと、変化点ごとに測定する。		
				幅 B	-100			
1 4 下水道  4 処理場・ポンプ場	2 土留・仮締切工  5 本体仮設工		土留・仮締切工 (H鋼杭、鋼矢板)	基 準 高	±50	施工延長20mごとにつき1箇所、20m未満は1施工箇所につき2箇所測定する。		任意仮設の場合は除く
				根入れ長 L	設計値以上			
				変位	100			

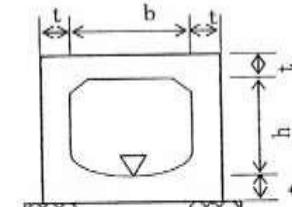
[1-]

編 番	章 節	枝 番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
1 4 下水道	4 处理場・ポンプ場	5 本体板設工	3 地中連続壁工	コンクリート壁	基 準 高	±50	基準高さは施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものについては1施工箇所につき、2箇所測定する。	 
					地中壁の長さ L1	-50		
					垂直変位	300	垂直変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所、延長20m（または25m）以下のものについては1施工箇所につき、2箇所測定する。	 
					壁体長	-200		
1 4 下水道	4 处理場・ポンプ場	5 本体板設工	4 地中連続壁工	ソイル壁	基 準 高	±50	基準高さは施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものについては1施工箇所につき、2箇所測定する。	 
					地中壁の長さ L1	-50		
					垂直変位	D/ 4 以内	垂直変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所、延長20m（または25m）以下のものについては1施工箇所につき、2箇所測定する。	 
					壁体長	-200		
1 4 下水道	4 处理場・ポンプ場	6 本体築造工	3 直接基礎工	構造物基礎	幅	設計値以上	施工延長20mにつき1箇所以上、延長20m以下のものについては1施工箇所につき、2箇所測定する。	 
					厚さ	設計値以上		
					延長	各構造物の規格値による		

I -

番	冊	号	※	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 下水道					ポンプ場・ 終末処理場 の躯体工	池・槽の 主構造部	基 準 高  幅 $b_1, b_2$  高 さ $h_1, h_2$  長 さ $L < 20m$ $L \geq 20m$  厚 さ $t_1, t_2$  蛇 行 量 $X_1, X_2$  基 準 高  幅  高 さ $h$  長 さ  厚 さ $t_1, t_2$	$\pm 30$  $\pm 30$  $\pm 30$  $\pm 50$ $\pm 100$  $-20$ (※-10)  $\pm 30$  $\pm 20$  $\pm 20$  $\pm 50$  $\pm 10$	1池(又は1槽)について、 図面の主要な寸法表示箇所を測定する。 蛇行量は、沈殿池(搔き機据付け箇所)等の池・槽を測定する。		高さが、10m以上の施設については、目標値とする。
					ゲート用 開口部	基 準 高  幅 $b$  高 さ $h$  対 角 線 長 $X$	$-20 \sim 0$  $0 \sim +20$  $\pm 20$  $\pm 20$	開口部ごとに測定する		※ 床版部分  ピット等寸法が2m未満の構造部分で流出といい、越流せきを除く。	

番	種	目	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 4 下水道 番		ポンプ場・ 終末処理場 の躯体工	可動せき用 開口部	基 準 高	-20~0	開口部ごとに測定する			
				幅 b	0~+20				
				高 さ h	±20				
				対角線長 X	±20				
		越流とい		基 準 高	±20	基準高は、とい(樋)ごとに交差点等を測定する。 幅、高さは各地、1樋について3箇所測定する。 長さは、各池外周部の樋について測定			
				幅 b	±20				
				高 さ h	-20				
				長 さ	±50				
		越流せき		基 準 高	±20	基準高は、中央及び両端部を測定する。 既製品は、幅、高さの測定を不要とする。 ※せき板（既製品）を使用の場合			流出といへの 越流せきを除く一般のコンクリートせきに適用。 せき頂点は、水平にし上げる。
				幅 b	±20				
				高 さ h	-20 (※±5)				
				長 さ	±50				

編 章	節 番	枝 番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
14 下水道	4 汚水場・ポンプ場	7 場内管路工	10 管布設工	流入渠・流出渠	基 準 高 幅 b 高 さ h 厚さ t 延長	±30 -30 -30 -20 $L < 20m : -50$ $L \geq 20m : -100$	設計図の寸法表示箇所を測定する。	

I-



# **品質管理基準及び規格値**



# 品質管理

## 1 目的

土木工事の施工に当たっては、設計図書や特記仕様書並びに土木工事共通仕様書、また各種指針・要綱に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出す為の管理を行う必要がある。本基準は、それらの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものである。

## 2 品質管理基準及び規格値（案）

### 目 次

1 セメント・コンクリート .....	II - 1
(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I類) .....	II - 5
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II類) .....	II - 5
4 プレキャストコンクリート製品 (その他) .....	II - 5
5 ガス圧接 .....	II - 7
6 既製杭工 .....	II - 7
7 基礎工 .....	II - 8
8 場所杭工 .....	II - 8
9 既製杭工 (中堀り杭工コンクリート打設方式) .....	II - 8
10 下層路盤 .....	II - 8
11 上層路盤 .....	II - 11
12 アスファルト安定処理路盤 .....	II - 14
13 セメント安定処理路盤 .....	II - 15
14 アスファルト舗装 .....	II - 15
15 転圧コンクリート .....	II - 23
16 ゲースアスファルト舗装 .....	II - 25
17 路床安定処理工 .....	II - 29
18 表層安定処理工 (表層混合処理) .....	II - 30
19 固結工 .....	II - 30
20 アンカーワーク .....	II - 31
21 補強土壁工 .....	II - 31
22 吹付工 .....	II - 31
23 現場吹付法枠工 .....	II - 34
24 河川土工 .....	II - 36
25 海岸土工 .....	II - 36
26 砂防土工 .....	II - 37
27 道路土工 .....	II - 37
28 捨石工 .....	II - 38
29 コンクリートダム .....	II - 39
30 覆工コンクリート (NATM) .....	II - 41
31 吹付けコンクリート (NATM) .....	II - 43
32 ロックボルト (NATM) .....	II - 45
33 路上再生路盤工 .....	II - 46
34 路上表層再生工 .....	II - 46
35 排水性舗装工・透水性舗装工 .....	II - 47
36 プラント再生舗装工 .....	II - 53
37 工場製作工 (鋼橋用鋼材) .....	II - 54
38 ガス切断工 .....	II - 54
39 溶接工 .....	II - 54
40 中層混合処理 .....	II - 56
41 鉄筋挿入工 .....	II - 57

- 注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検査を実施する。空欄の項目については、必ず現場検査を実施する。
- 注) なお、工種番号10番以後については、工種番号のみ変更となる項目は新旧対照表に表示していない。



工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
I セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
I セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
I セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
I セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上／12ヶ月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
I セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
I セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12ヶ月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
I セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
I セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
I セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上／12ヶ月及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上／12ヶ月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混せ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
1 セメント・コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシスティンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12ヵ月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
1 セメント・コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	連続ミキサの場合: 土木学会規準JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上／12ヵ月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
1 セメント・コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
1 セメント・コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
1セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	単位水重測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水重が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超える場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込みますに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合は、2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水重の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
1セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
1セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（ $\sigma$ 7…3個、 $\sigma$ 28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（ $\sigma$ 3）を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷御し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷御し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm  本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレスコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。		
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じプロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行なう。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレスコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	その他	配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	その他	強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	
2 プレキャストコンクリート製品(JIS I類)	材料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
2 プレキャストコンクリート製品(JIS I類)	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3 プレキャストコンクリート製品(JIS II類)	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
3 プレキャストコンクリート製品(JIS II類)	材料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)	設計図書による。			
3 プレキャストコンクリート製品(JIS II類)	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上		○
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上		○
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上		○
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。		○
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (ライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合は、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2) SD490の鉄筋を圧接する場合手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
5 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	
5 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行つて修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
5 ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行つた結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。 ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取つて再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	
6 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
6 既製杭工	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周浴接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超える2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差を表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差を表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径1,016mmを超える2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差を表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm／1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm／1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができます。	
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比	比重の測定による 水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの圧縮強度試験	ピントマフレ工 法に用いる根固め 液及びくい周固定 液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm <sup>2</sup>	
7 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。		中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	
8 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する	
9 既製杭工 (中堀り杭工 コンクリート 打設方式)	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する	
10 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上 (クラッシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・20cm 東北地方・・・・30cm その他の地方・・・・	・中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <sup>1)</sup> アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
10 下層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <sup>1)</sup> アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
10 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシャーラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <sup>1)</sup> アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
10 下層路盤	材料	必須	道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <sup>1)</sup> アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装；同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-256  砂置換法 (JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	<ul style="list-style-type: none"> <li>締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</li> <li>締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</li> <li>1工事あたり3,000m<sup>2</sup>を超える場合は、10,000m<sup>2</sup>以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。</li> </ul> <p>(例) 3,001～10,000m<sup>2</sup> : 10孔 10,001m<sup>2</sup>以上の場合、10,000m<sup>2</sup>毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m<sup>2</sup>の場合 : 6,000m<sup>2</sup>/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m<sup>2</sup>以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定</p>		
10 下層路盤	施工	必須	フルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・重車輌については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
10 下層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m <sup>2</sup> につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
10 下層路盤	施工	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事 : 異常が認められたとき。</li> </ul>	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
10 下層路盤	施工	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI : 6以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事 : 異常が認められたとき。</li> </ul>	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
10 下層路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事 : 異常が認められたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> </ul>	
11 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生 骨材含む場合90%以上 40°Cで行った場合80%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時</li> <li>小規模以下の工事 : 施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。            ①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満            ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満）            ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。            1) アスファルト舗装 : 同一配合の合材が100t以上のもの         </li> </ul>	○
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時</li> <li>小規模以下の工事 : 施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MS : 粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS : 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。</li> <li>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。            ①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満            ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満）            ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。            1) アスファルト舗装 : 同一配合の合材が100t以上のもの         </li> </ul>	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <sup>1)</sup> アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
11 上層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <sup>1)</sup> アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <sup>1)</sup> アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <sup>1)</sup> アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装；同一配合の合材が100t以上のもの	○
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装；同一配合の合材が100t以上のもの	○
11 上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装；同一配合の合材が100t以上のもの	○
11 上層路盤	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装；同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> : 10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合は、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えは12,000m <sup>2</sup> の場合 : 6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合は（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定		
11 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい : ±15%以内	・中規模以上の工事 : 定期的または随時 (1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
11 上層路盤	施工	必須	粒度 (75 μm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μmふるい : ±6%以内	・中規模以上の工事 : 定期的または随時 (1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
11 上層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		I, 000m <sup>2</sup> につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
11 上層路盤	施工	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI : 4以下	観察により異常が認められたとき。		
11 上層路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
12 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤 : 一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤 : 一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 : 施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装 : 同一配合の合材が100t以上のもの	
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤 : 10%以上 上層路盤 : 20%以上	・中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 : 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装 : 同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI : 9以下 上層路盤 塑性指数PI : 9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
13 セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフレイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回／日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
13 セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度 (75μmフレイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
13 セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256  砂置換法 (JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合は適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、 10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合： 6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定		
13 セメント安定処理路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
13 セメント安定処理路盤	施工	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回／日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	必須	フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	必須	フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装；同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装；同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装；同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装；同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <sup>1)</sup> アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <sup>1)</sup> アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <sup>1)</sup> アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <sup>1)</sup> アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <sup>1)</sup> アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <sup>1)</sup> アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <sup>1)</sup> アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <sup>1)</sup> アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	60°C粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で施工管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で施工管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で施工管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	プラント	必須	温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で施工管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
14 アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
14 アスファルト舗装	プラント	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
14 アスファルト舗装	プラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、 10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合： 6,000m <sup>2</sup> ／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合は（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	110°C以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
14 ノックアート舗装	舗設現場	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシスティンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%	当初		
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	ランマー突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%	当初		
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシスティンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨まし。	
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回。		
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m <sup>3</sup> 、粗骨材500m <sup>3</sup> ごとに1回、あるいは1回／日。		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m <sup>3</sup> 、粗骨材500m <sup>3</sup> ごとに1回、あるいは1回／日。		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 碎砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下 (ただし、碎砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時		○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
15 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
15 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
15 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
15 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
15 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
15 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は1回／日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
15 転圧コンクリート	製造(プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
15 転圧コンクリート	製造(プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混せ性能試験	ハッパニミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混せ重 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシスティンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヵ月。	・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
15 転圧コンクリート	製造(プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混せ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヵ月。	・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
15 転圧コンクリート	製造(プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
15 転圧コンクリート	製造(プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
15 転圧コンクリート	施工	必須	コンシスティンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシスティンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
15 転圧コンクリート	施工	必須	マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシスティンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
15 転圧コンクリート	施工	必須	ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシスティンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
15 転圧コンクリート	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回／日(午前・午後)で、3本1組／回(材令28日)。		
15 転圧コンクリート	施工	必須	温度測定(コンクリート)	温度計による。		2回／日(午前・午後)以上		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15 転圧コンクリート	施工	必須	現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3ヶ所）		
15 転圧コンクリート	施工	必須	コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定		
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表 2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	15~30(1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	58~68°C	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25°C)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm <sup>3</sup>	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1~4mm 基層：1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3~20秒 (目標値)	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10-3以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220°C以下 石粉：常温～150°C	随時		○
16 グースアスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
17 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
17 路床安定処理工	材料	必須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
17 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
17 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要(案)」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で(再)転圧を行うものとする。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
17 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つフローラやトラック等を用いるものとする。	
17 路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
17 路床安定処理工	施工	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
17 路床安定処理工	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
17 路床安定処理工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284(ハンゲルマジーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
18 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm:砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm:舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満:5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満:10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つフローラやトラック等を用いるものとする。	
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [2]-16(ハンゲルマジーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
19 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体を採取する。	
19 固結工	材料	必須	ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
19 固結工	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してよい。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
19 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してよい。	
20 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）／日		
20 アンカー工	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
20 アンカー工	施工	必須	適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカーフラートに対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。 ・多サイクル確認試験に用いたアンカーフラートを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
20 アンカー工	施工	必須	確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカーフラートに対して十分に安全であること。		ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
20 アンカー工	施工	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
21 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
21 補強土壁工	材料	必須	外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
21 補強土壁工	材料	必須	コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		○
21 補強土壁工	材料	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
21 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法の管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般的な橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
21 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法の管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行いうるものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般的な橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
21 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせるとはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
22 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリシリカ反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
22 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値についての摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用碎石及び碎砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材—第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
22 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下  細骨材 碎砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
22 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
22 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
22 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
22 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
22 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
22 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
22 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
22 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22 吹付工	製造（ブラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
22 吹付工	製造（ブラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
22 吹付工	製造（ブラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
22 吹付工	製造（ブラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシスティンシー（ランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12ヵ月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
22 吹付工	製造（ブラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上／12ヵ月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
22 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
22 吹付工	施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
22 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22 吹付工	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
22 吹付工	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
23 現場吹付け工法	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
23 現場吹付け工法	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
23 現場吹付け工法	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
23 現場吹付け工法	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下  細骨材 碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
23 現場吹付け工法	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
23 現場吹付け工法	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
23 現場吹付け工法	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
23 現場吹付け工法	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
23 現場吹付け工法	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
23 現場吹付け工法	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23 現場吹付法枠工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
23 現場吹付法枠工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
23 現場吹付法枠工	製造（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
23 現場吹付法枠工	製造（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
23 現場吹付法枠工	製造（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
23 現場吹付法枠工	製造（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシスティンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヵ月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
23 現場吹付法枠工	製造（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）		ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヵ月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
23 現場吹付法枠工	施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
23 現場吹付法枠工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2023	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、Φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（Φ7…3本、Φ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上（材齢28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23 現場吹付法枠工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
23 現場吹付法枠工	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
23 現場吹付法枠工	施工	その他	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
23 現場吹付法枠工	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
24 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
24 河川土工	材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
24 河川土工	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
24 河川土工	材料	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
24 河川土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
24 河川土工	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
24 河川土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方 法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
24 河川土工	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
24 河川土工	材料	その他	土のせん断試験	地盤材料試験の方 法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
24 河川土工	材料	その他	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
24 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法 (JIS A 1214)  最大粒径>53mm : 補装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≤75μmふるい通過分<50%）】 空気間隙率VaがVa≤15% 【粘性土（50%≤75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気間隙率Vaが2%≤Va≤10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。  1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
24 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≤75μmふるい通過分<50%）】 空気間隙率VaがVa≤15% 【粘性土（50%≤75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気間隙率Vaが2%≤Va≤10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
24 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせるとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
24 河川土工	施工	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
24 河川土工	施工	その他	コーン指数の測定	補装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		
25 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
25 海岸土工	材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
25 海岸土工	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
25 海岸土工	材料	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
25 海岸土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
25 海岸土工	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
25 海岸土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方 法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
25 海岸土工	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
25 海岸土工	材料	その他	土のせん断試験	地盤材料試験の方 法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
25 海岸土工	材料	その他	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
25 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法 (JIS A 1214)  最大粒径>53mm : 補装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。  1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
25 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・ 500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・ 1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・ 最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていないも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行いうるものとする。	
25 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせるとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
25 海岸土工	施工	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
25 海岸土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	トライフィカビリティが悪いとき。		
26 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
26 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。 または設計図書に示された値。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または設計図書による。	左記の規格値を満たしていないも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行いうるものとする。	
26 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・ 500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・ 1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・ 最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていないも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行いうものとする。	
26 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせるとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
27 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩碎の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
27 道路土工	材料	必須	CBR試験（路床）	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。（材料が岩碎の場合は除く）		
27 道路土工	材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
27 道路土工	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
27 道路土工	材料	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
27 道路土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
27 道路土工	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
27 道路土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
27 道路土工	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
27 道路土工	材料	その他	土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
27 道路土工	材料	その他	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
27 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法（JIS A 1214）  最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトライカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%または飽和度Srが85%≤Sr≤95%。 ・路床及び構造物取付け部：トライカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
27 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TRI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトライカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていないも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行いうるものとする。	
27 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
27 道路土工	施工	必須	フルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間にについて実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷車車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つフローラやトラック等を用いるものとする。	
27 道路土工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
27 道路土工	施工	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
27 道路土工	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
27 道路土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トライカビリティが悪い時		
27 道路土工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ハシゲマンピーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
28 捨石工	施工	必須	岩石の見掛け比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm <sup>3</sup> ～2.5g/cm <sup>3</sup> ・準硬石：約2.5g/cm <sup>3</sup> ～2g/cm <sup>3</sup> ・軟石：約2g/cm <sup>3</sup> 未満	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
28 捨石工	施工	必須	岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○
28 捨石工	施工	必須	岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm <sup>2</sup> 以上 ・準硬石：980.66N/cm <sup>2</sup> 以上 4903N/cm <sup>2</sup> 未満 ・軟石：980.66N/cm <sup>2</sup> 未満	○
28 捨石工	施工	その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m <sup>3</sup> につき1回の割で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 以下のものは1工事2回実施する。	500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	飽和密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用碎砂及び碎石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12ヵ月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときは、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・碎砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上／12ヵ月及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上／12ヵ月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上／12ヵ月及び産地が変わった場合。		○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混せ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12ヵ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合 : JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量 : 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
29 コンクリートダム	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混和材 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤 : ±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
29 コンクリートダム	製造 (ノット) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混せ性能試験	ハッチャミキサの場合 : JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混せ重 公称容量の場合 : コンクリート内のモルタル量の偏差率 : 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率 : 5%以下 圧縮強度の偏差率 : 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率 : 10%以下 コンシスティンシー (スランプ) の偏差率 : 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヵ月。		○
29 コンクリートダム	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混せ性能試験	連続ミキサの場合 : 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差 : 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 : 5%以下 圧縮強度差 : 7.5%以下 空気量差 : 1%以下 スランプ差 : 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヵ月。		○
29 コンクリートダム	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
29 コンクリートダム	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
29 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
29 コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超える場合、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打ちまずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回) 以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変動が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
29 コンクリートダム	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
29 コンクリートダム	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロック1リフト当たり1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m <sup>3</sup> 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合1ブロック1リフト当たり2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ビア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
29 コンクリートダム	施工	必須	温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上	
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
30 覆工コンクリート(NATM)	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国建第78号）」	同左	骨材試験を行なう場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
30 覆工コンクリート(NATM)	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
30 覆工コンクリート(NATM)	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用碎砂及び碎石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○
30 覆工コンクリート(NATM)	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート(NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下  細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
30 覆工コンクリート(NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
30 覆工コンクリート(NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
30 覆工コンクリート(NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材 : 1.0%以下 粗骨材 : 0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
30 覆工コンクリート(NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材 : 10%以下 粗骨材 : 12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
30 覆工コンクリート(NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
30 覆工コンクリート(NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
30 覆工コンクリート(NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量 : 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量 : 1g/L以下 塩化物イオン量 : 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
30 覆工コンクリート(NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量 : 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
30 覆工コンクリート(NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 和材 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤 : ±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
30 覆工コンクリート(NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混せ性能試験	ハッチャミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混せ重 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率 : 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率 : 5%以下 圧縮強度の偏差率 : 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率 : 10%以下 コンシスティンシー (スランプ) の偏差率 : 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヵ月。		○
30 覆工コンクリート(NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混せ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差 : 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 : 5%以下 圧縮強度差 : 7.5%以下 空気量差 : 1%以下 スランプ差 : 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヵ月。		○
30 覆工コンクリート(NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
30 覆工コンクリート(NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
30 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超える場合、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打設するに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回) 以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
30 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(ø7~3個、ø28~3個)とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
30 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
30 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
30 覆工コンクリート(NATM)	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
30 覆工コンクリート(NATM)	施工	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
30 覆工コンクリート(NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
30 覆工コンクリート(NATM)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3ヵ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヵ所実施。 材齢28日~91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
30 覆工コンクリート(NATM)	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
31 吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第1112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
31 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
31 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度 : 2.5以上 細骨材の吸水率 : 3.5%以下 粗骨材の吸水率 : 3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
31 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合 5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受け る場合は3.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
31 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
31 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
31 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材中の粘土量の試験	JIS A 1137	細骨材 : 1.0%以下 粗骨材 : 0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
31 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材 : 10%以下 粗骨材 : 12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
31 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
31 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
31 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
31 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量 : 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量 : 1g/L以下 塩化物イオン量 : 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
31 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合 : JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量 : 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
31 吹付けコンクリート(NATM)	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 和材 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤 : ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31 吹付けコンクリート(NATM)	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシスティンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヵ月。		○
31 吹付けコンクリート(NATM)	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヵ月。		○
31 吹付けコンクリート(NATM)	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
31 吹付けコンクリート(NATM)	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
31 吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
31 吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2023	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日, 28日(2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、Φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(Φ7…3本、Φ28…3本、)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
31 吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による 吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm <sup>2</sup> 以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
31 吹付けコンクリート(NATM)	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
31 吹付けコンクリート(NATM)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
31 吹付けコンクリート(NATM)	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
32 ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
32 ロックボルト(NATM)	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
32 ロックボルト(NATM)	施工	必須	モルタルのフローカー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要な都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
32 ロックボルト(NATM)	施工	必須	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	設計図書による。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
33 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装；同一配合の合材が100t以上のもの	
33 路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
33 路上再生路盤工	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
33 路上再生路盤工	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時		
33 路上再生路盤工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
33 路上再生路盤工	材料	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
33 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001～10,000m <sup>2</sup> : 10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、 10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるよう設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合： 6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
33 路上再生路盤工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
33 路上再生路盤工	施工	必須	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
33 路上再生路盤工	施工	必須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1～2回／日		
34 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてよい。	
34 路上表層再生工	材料	必須	新規アスファルト舗装混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
34 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。	空隙率による管理でもよい。	
34 路上表層再生工	施工	必須	温度測定	温度計による。	110°C以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
34 路上表層再生工	施工	必須	かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m <sup>2</sup> 毎		
34 路上表層再生工	施工	その他	粒度 (2.36mm フライ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
34 路上表層再生工	施工	その他	粒度 (75 μm フライ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
34 路上表層再生工	施工	その他	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉碎、製鋼スラグ (SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上, 1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上, 1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上, 1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上, 1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm) 以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上, 1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	80.0°C以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上, 1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15°C)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上, 1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260°C以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上, 1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	温度測定 (アスファルト・骨材混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	隨時	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	その他	水浸ホールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	その他	ホールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	その他	カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
35 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随时	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
35 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X <sub>10</sub> 1,000mL/15sec以上 X <sub>10</sub> 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m <sup>2</sup> ごと。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。	(例) 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、 10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合： 6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	
35 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500 tごとに1回。		○
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上	再生骨材使用量500 tごとに1回。		○
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25°C)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μmふるいにとどまるものと、水洗後の75 μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60°C以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
36 プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
36 プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度 (75 μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
36 プラント再生舗装工	プラント	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
36 プラント再生舗装工	プラント	その他	水浸ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
36 プラント再生舗装工	プラント	その他	ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	同左	耐流動性の確認	○
36 プラント再生舗装工	プラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	同左	耐摩耗性の確認	○
36 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
36 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	温度測定（初軋圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
36 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合は、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えは12,000m <sup>2</sup> の場合： 6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
37 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○
37 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
37 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観検査(付属部材)	目視及び計測	JISによる	JISによる		
38 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下（ただし、切削による場合は50μm以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRZとする。	
38 ガス切断工	施工	必須	ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
38 ガス切断工	施工	必須	スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
38 ガス切断工	施工	必須	上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
38 ガス切断工	施工	その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
38 ガス切断工	施工	その他	ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
38 ガス切断工	施工	その他	真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
39 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
36 溶接工	施工	必須	型曲げ試験(19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がプローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
39 溶接工	施工	必須	衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
39 溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
39 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。</li> <li>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</li> </ul> <p>(非破壊試験を行う者の資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。</li> <li>・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> <li>・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</li> <li>・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> </ul>	○
39 溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。</li> <li>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</li> </ul>	○
39 溶接工	施工	必須	引張試験：スタッフ溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは 400～550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは 20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</li> </ul>	○
39 溶接工	施工	必須	曲げ試験：スタッフ溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</li> </ul>	○
39 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	<p>試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。</li> <li>・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。</li> <li>・なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。</li> </ul>	<p>放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。</li> <li>(非破壊試験を行う者の資格) <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> <li>・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</li> <li>・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> </ul> </li> </ul>	○
39 溶接工	施工	必須	外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
39 溶接工	施工	必須	外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
39 溶接工	施工	必須	外観形状検査（ビード表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
39 溶接工	施工	必須	外観形状検査(アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	
39 溶接工	施工	必須	外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
39 溶接工	施工	必須	外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
39 溶接工	施工	必須	外観形状検査(余盛高さ)	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。  ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤(4/(25)·B)	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
39 溶接工	施工	必須	外観形状検査(アーフスタッド)	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していかなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
39 溶接工	施工	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
40.中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時	配合を定めるための試験である。	
40.中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS A 1225	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
40.中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	テーブルフロー試験	JIS R 5201	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
40.中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
40.中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
40. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
40. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
40. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
40. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
40. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	その他	土懸濁液のpH試験	JGS 0211	設計図書による。	有機質土の場合は必要に応じて実施する		
40. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	その他	土の強熱減量試験	JGS 0221	設計図書による。	有機質土の場合は必要に応じて実施する		
40. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	施工	必須	深度方向の品質確認(均質性)	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレン反応試験による均質性の目視確認	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督職員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。	
40. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	施工	必須	土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。	
41 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査(芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による	材料入荷時		○
41 鉄筋挿入工	材料	必須	定着材のフロー値試験	JSCE-F 521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
41 鉄筋挿入工	材料	その他	外観検査(芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による	材料入荷時		
41 鉄筋挿入工	材料	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
41 鉄筋挿入工	施工	必須	引き抜き試験(受入れ試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
41 鉄筋挿入工	施工	その他	引き抜き試験(適合性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

## [参考資料]

### ロックボルトの引抜試験

#### (1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

#### (2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。

#### (3) 結果の報告

計測結果は図-1の要領で整理する。

#### (4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等をして、ロックボルトの設計を修正する。

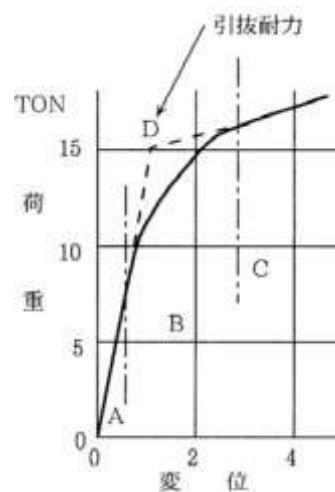


図-1 ロックボルト引抜試験

#### (ロックボルトの引抜試験方法)

この方法はISRMの提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Comission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Committee on Field Tests Document No.2. 1974)

#### (1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図-2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

#### (2) 引抜試験

引抜試験は、図-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

#### (3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

(口) 反力は、ロックboltの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

(ハ) ロックboltの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックboltに近づけること。

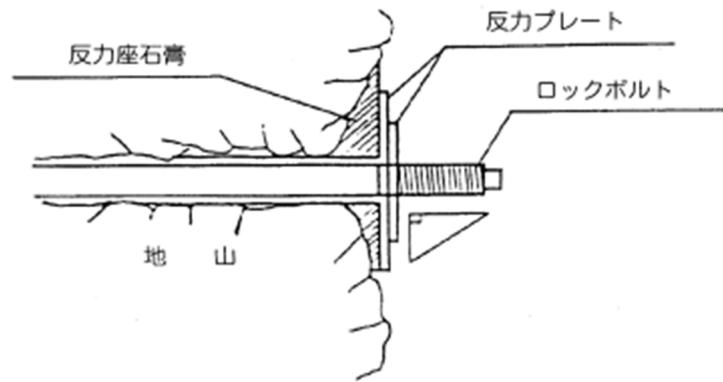


図-2 反力座の設置

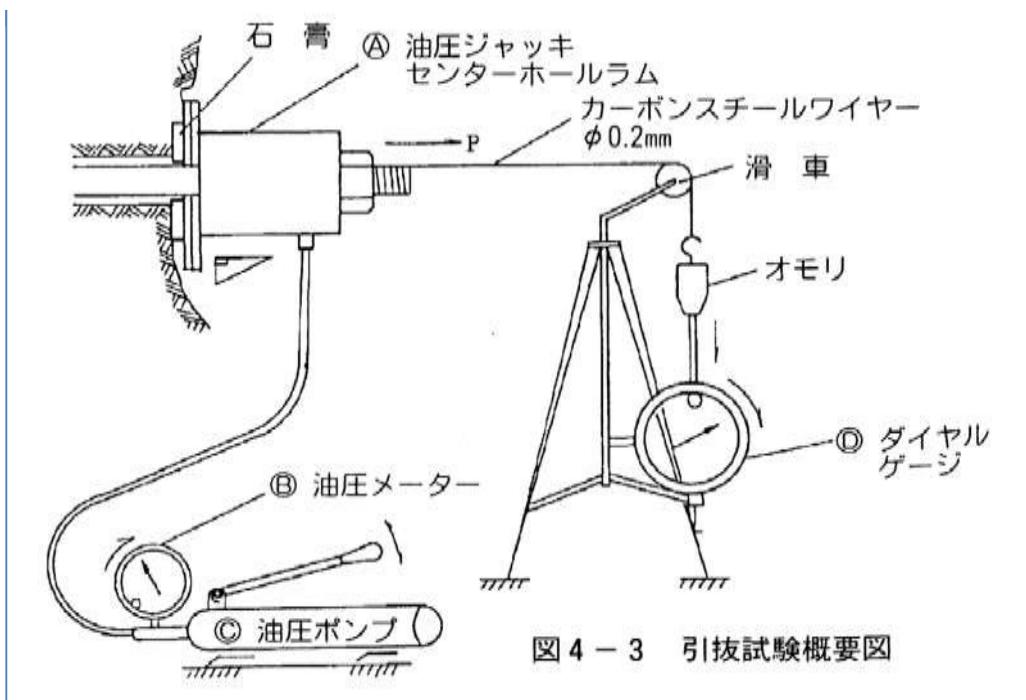


図4-3 引抜試験概要図

図-3 引抜試験概要図